

第百八十回国参議院総務委員会会議録第十五号

平成二十四年八月二十八日(火曜日)

午前九時開会

委員長の異動

七月六日藤末健三君委員長辞任につき、その補欠として草川昭三君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

六月十九日

辞任

補欠選任

主 演

了 君

六月二十日

辞任

補欠選任

相原久美子君

池口 修次君

平野 達男君

主 演

六月二十一日

辞任

補欠選任

池口 修次君

相原久美子君

七月五日

辞任

補欠選任

石川 博崇君

草川 昭三君

七月二十五日

辞任

補欠選任

武内 則男君

高橋 千秋君

難波 獎二君

有田 芳生君

七月二十六日

辞任

補欠選任

有田 芳生君

難波 獎二君

高橋 千秋君

武内 則男君

八月二十七日

辞任

補欠選任

林 久美子君

ツルキン マルティ君

出席者は左のとおり。

委員長
理 事

委 員

草川 昭三君

江崎 孝君

吉川 沙織君

片山さつき君

金子原二郎君

木庭健太郎君

相原久美子君

加賀谷 健君

武内 則男君

ツルキン マルティ君

難波 獎二君

藤末 健三君

磯崎 陽輔君

片山虎之助君

世耕 弘成君

中西 祐介君

藤川 政人君

山崎 力君

主 演

寺田 典城君

山下 芳生君

又市 征治君

行田 邦子君

森田 高君

逢坂 誠二君

山花 郁夫君

松浪 健太君

福嶋健一郎君

佐藤 茂樹君

柿澤 未途君

逢坂 誠二君

石田 真敏君

修正案提出者 橋 慶一郎君
修正案提出者 福嶋健一郎君
修正案提出者 稲津 久君

国務大臣 総務 大臣 川端 達夫君

副大臣 総務 副大臣 大島 敦君

大臣政務官 総務大臣政務官 稲見 哲男君

事務局側 常任委員会専門 員 塩見 政幸君

政府参考人 人事院事務総局 給与局長 古屋 浩明君

消費者庁審議官 総務省自治行政 局長 草桶 左信君

総務省自治行政 局長 久元 喜造君

総務省自治財政 局長 三輪 和夫君

総務省自治財政 局長 椎川 忍君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大都市地域における特別区の設置に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(草川昭三君) たいだいまから総務委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る七月六日の本会議におきまして総務委員長に選任をされました草川昭三でございます。

本委員会は、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防に加え、情報通信や郵政事業など国民生活に密接にかかわる重要な事項を所管しており、その委員長たる職責は誠に重大であると痛感をいたしております。

委員長といたしましては、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会運営に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(草川昭三君) 委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、林久美子君及び石川博崇君が委員を辞任され、その補欠としてツルキンマルティ君及び私、草川昭三が選任をされました。

○委員長(草川昭三君) この際、稲見総務大臣政務官から発言を求められておりますので、これを許します。稲見総務大臣政務官。

○大臣政務官(稲見哲男君) おはようございます。

去る七月の六日に総務大臣政務官を拝命いたしました稲見哲男でございます。

御挨拶が遅くなりましたが、改めて、皆様方の格段の御指導をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(草川昭三君) ありがとうございます。

続いて、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

地方自治法の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、人事院事務局給与局長古屋浩明君外四名を

政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(草川昭三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(草川昭三君) 地方自治法の一部を改正する法律案及び大都市地域における特別区の設置に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。川端総務大臣。

○国務大臣(川端達夫君) おはようございます。地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、議会制度の見直しに関する事項であります。

普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会によらず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるとしております。また、議長等による臨時会の招集請求があった日から二十日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しない場合には、議長が、臨時会を招集することとしております。

第二は、議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項であります。

再議制度については、現在条例又は予算に関する議決について異議があるときにできることとされている再議について、その対象を拡大することとしております。また、専決処分の制度について

は、その対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外するとともに、条例又は予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないこととしております。

第三は、直接請求制度の見直しに関する事項であります。

選挙権を有する者の総数が八十万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数を見直すこととしております。

第四は、国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項であります。

是正の要求又は是正の指示を行った各大臣又は都道府県の執行機関は、当該是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会等に対する審査の申出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき等に、高等裁判所に対し、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができることとしております。

第五は、一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項であります。

協議会、機関等の共同設置又は一部事務組合の關係地方公共団体は、脱退する日の二年前までに他の全ての關係地方公共団体に予告をすることにより、当該協議会等から脱退することができるとしてしております。また、一部事務組合は、当該一部事務組合の議会の構成団体の議会をもつて組織することができることとともに、広域連合には、執行機関として、長に代えて理事をもつて組織する理事会を置くことができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第ではありますが、衆議院におい

て、議会の会期を通常とした普通地方公共団体の長等の議場出席についての配慮規定を追加する等の修正が行われております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(草川昭三君) ありがとうございます。この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員橋慶一郎君から説明を聴取いたします。橋慶一郎君。

○衆議院議員(橋慶一郎君) ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、趣旨及び内容を御説明申し上げます。

この修正は、各会派間の修正協議の結果を踏まえ、本案による改正に加え、百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化、政務調査費の名称の変更等、普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加等の改正を行うものであり、その内容は次のとおりであります。

第一に、普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるときを、特に必要があると認めるときに限るものとするとしております。

第二に、政務調査費の名称を政務活動費に、交付の名目を議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改めるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとするとしております。また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定を追加することとしております。

第三に、会期を通常とした普通地方公共団体の議会の議長は、当該普通地方公共団体の長及び委員長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及

ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする規定を追加することとしております。

第四に、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(草川昭三君) ありがとうございます。次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律案について、発議者衆議院議員逢坂誠二君から趣旨説明を聴取いたします。逢坂誠二君。

○衆議院議員(逢坂誠二君) ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな、公明党、みんなの党、国民新党・無所属会及び改革無所属の会による七会派共同提出の大都市地域における特別区の設置に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び主な内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行地方自治法は、大都市制度に関し、特別区制度や指定都市制度等を定めておりますが、特別区制度は東京都に限られており、指定都市制度につきましては、道府県との二重行政の弊害や住民の声が行政に届きにくい等の指摘もあり、それぞれの地域の実情に応じた大都市制度を構築できるように制度改正を行うことを望む声が寄せられております。

このような中において、今国会において、各会派から衆参両院に三本の法律案が提出されたところではありますが、これらは、道府県に特別区を設けるための手続規定を整備するという点において共通するものがありましたことから、これらを提出した会派間で一本化に向けた協議が行われ、その結果、共同で本法律案を提出することとなった次第であります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、この法律は、道府県の区域内において

関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする」としてあります。

第二に、この法律において、特別区の設置に係る関係市町村とは、人口二百万以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であつて、その総人口が二百万以上のものをいい、関係道府県とは、関係市町村を包括する道府県をいうこととする。同時に、特別区の設置とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいうこととしてあります。

第三に、特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会を置くものとし、その構成を定めるとともに、特別区設置協定書の内容と作成手続を定めることとしてあります。

第四に、関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書について、それぞれの議会の承認を求め、その結果を特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならない。特別区設置協議会は、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から議事が承認した旨の通知を受けたときは、その日を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知しなければならないこととしてあります。

第五に、この通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならないこととしてあります。

第六に、関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村における選挙人の投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができることとし、特別区の設置

は、この申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができることとしてあります。

第七に、一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、それぞれの議会の議決を経て、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができるとすること。同時に、政府は必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとしてあります。

第八に、特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例を定めることとしてあります。

第九に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしてあります。

以上が本法律案の提案理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(草川昭三君) ありがとうございます。

以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○山崎力君 山崎でございます。

まず最初に、余り言いたくないことなんです。提案趣旨説明の直後に質問の時間というのでございますので、その辺の方は政府並びに委員

長の方でもいろいろ今後のことを考え、御配慮願いたいと思います。

そういった意味で、余り突っ込んだことができないんですが、自治法の方から少し尋ねたいと思いますけれども、これ、聞いていてというか、趣旨説明を聞いていて、要するにこういうことにした、こういうことにした、こういうことにしたという説明であつて、その背景にどうい

あったのかということがほとんど説明なされていない。今までの現行法に対してどういふことがあったからこういう改正をしようとしたという、そういう思いが全然伝わってこない説明でございました。その理由は何かといえ、簡単に私どもには想像付くわけで、例えば阿久根市であるとか名古屋市であるとか、あるいは極端な個性の持たれた方が現行法でああいうことをやったから、それじゃまずいねということでああいう法律にしたんだらうなと、そういうふうな考えが来るわけ

です。

それはほぼ間違いないことだと思ふんですが、基本的な考え方として、ああいうふうな例外的な事例をもつて一般的な制度を見直すということ、これが本当に適切なものなのかどうかということ、これが私には一疑問に思ふところがあります。やはり、常識というか慣例というか、そういったものの中で行われてきたことを、法律にはこれ読めばこうできるはずだからということとでやるといふことが、もしそれを認めた上で法改正をすれば、これはどんどんどんどん細分化して、しかも罰則付きでぎくしゃくしたものになつていかざるを得ない、そういった感じの危惧を持つてゐるわけ

です。

そういったことを前提として、まず、議長等の臨時会の招集請求ですね、長が招集しないときに議長が臨時会を招集することができるといふ制度、この導入の理由をまずお聞かせ願えますでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) お答えいたします。

全体としては、いわゆる二元代表制である議会と長というものが両方の住民の意向を反映してよい良い地方自治を行うためにというところの中で、様々な課題があり論点があつた部分でいろいろ整理した中でこういう法改正に至つた大きな背景はございますが、今御指摘のように、議長の招集請求については、長と議会が対立している場合に長が議会を招集しないという状況は、例外的ではあります。阿久根

市に限らず、千葉県の旧本埴村においても同様の事態が生じました。こうした場合に議長等の招集請求権の実効性を法的に担保するために、一般制度として法制化を行うことといたしました。数は多くないとはいえ、議会が開かれないという事態は地方自治体の民主的運営の見地からゆゆしき事柄であり、こうした事態を未然に防止することは地方自治制度上不可欠であると考え、今回の改正案を用意いたしました。

以上が経過でございます。

○山崎力君 おっしゃるとおりのことで、そういうふうなことはそれで、まあこんなことをやる人が首長でどうして選ばれたのかねというようなことは、これは地方自治の本当に根幹にかかわることとございまして、本来であれば、いろいろ立場の違いはあれ、首長は首長一人選ばれて、議会は議会で大勢の方が選ばれて、そこでずれがあるというところはこれあり得る想定の下なんです。こういうふうなことをやつてしまふということに対しての、何というんでしよう、個人の資質という問題、法律をどうとらえるか。気に食わなくても議会の時期が来たら招集本来しなきゃいけない。それを、しなくてもよさそうだからしないんだという、そういうことが許されると。だから、そのところの基本を考えないと、ちよつと今のような対応、それしかないとは思ふんですけれども、い

かがなものかなという気がどうしても拭えない。その辺のところを行政の方でも少し考えていた。だいて、我々もちよつとそこは、これで良かったのかということも考えていかなくちゃいけないと思ふんです。

そこで、もう一つといひますか、一番分かりづらいたところは通年制度なんです、会期の。これ今でも条例で長期の会期を決めることができる。具体的に言えば、通年のこともやろうと思へばできることですね。そういうふうなことをあえてなぜそういうふうな形で認めるのかと。毎年毎年条例で決めるのが面倒くさいからずつとやること

またちよっとおかしい話ではないかと思うんですが、その辺の考えはいいかなものではないでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 通年会期について、現行制度の下でも定例会の回数を一回にすることでいわゆる通年議会を開催している地方自治体が現在あることは事実でございます。承知をいたしております。

今回の法改正は、通年ということができるといふ選択の中で、多様な幅広い層の人が、住民が議員として活動できるようにする観点から、定例会、臨時会を開催することなく通年の会期を設けて、予見可能性のある形で定期的に一年間決まったスケジュールで議会を開く議会運営を行うことを条例で選択できるように、運用ではなくて正面から制度として担保しようという改正でございます。この通年会期においては条例で定例会を定めることとしておりますので、年間を通じて住民にとって予見可能性のある形で議会運営が行われるようになる。また、条例で定める日の到来によって長が当該日にこれを招集したものとみなす規定を設けていることから、一般選挙後三十日以内に長が議会を招集する場合を除くほかは、招集行為は不要となります。

さらに、改正案では、会期が通年となることによる執行機関の負担の増加にも配慮する観点から、長等の出席義務は定例会に開かれる会議の審議又は議案の審議に限定するとともに、長等に議場に出席できない正当な理由がある場合には、議長に届け出たときには出席義務を解除すること等のことを手当てをして、円滑な運営ができるというルールとして担保することでありまして、通年会期を運用した場合にということを超えて、こういうルールではつきりさせたという背景でございます。

○山崎力君 まあ、おっしゃりたいことは分かるんですけども、逆に言えば、それだったら何で地方議会を通年にしないんですかということが言えるわけですよ。そうでしょう。

選択、今でもできる。だけど、何か、できるん

だけども、やりづらい。やりづらいだろうからこういう法律作って、やつてもいいですよということを国の方で担保するからやりなさいと思えないんですよ。

ですから、実害がどう出てくるかということがなくて、まあ選択肢広げるんだからいいでしょう、それが少し、法律まで持つてくるにはいかかなものかなという気がいたします。

これもやはり、何というんでしょう、地方議会の権限強化というものに考えられているところだと思んですが、そのところで、先ほどの趣旨説明等の中にもありましたけれども、議会がいわゆる理事者とか首長の、あるいは執行機関、そういった事務を不当に妨げるようなことにならないようにという、そういった趣旨のいろいろなこと出ておりますけれども、そこはそれで担保したというふうな考えなんですか。

○国務大臣(川端達夫君) 通年会期制を導入するということになりまして、本会議、委員会の開催方法等によって、地方自治体の行政の円滑な執行が妨げられるようなことがないようにすることが必要であるというのは基本的な認識でございます。

このため、今回の改正案の第二百二条の二第七項において、長は、議長に対し、会議に付すべき事件を示して定例会以外の日において会議を開くことを請求できることとし、この場合には、議長は会議を開かなければならない旨を規定をいたしております。また、長等の議場への出席義務については、長等の円滑な職務執行に配慮して、正当な理由がある場合において、その旨を議長に届ければ出席義務が解除される旨の改正規定を盛り込みました。

このように、今回の改正案においては、議会の審議の充実強化という側面と長等による円滑な事務執行とのバランスが図られるように、両面から配慮をしているところでございまして、地方自治体におかれては、今回の改正も含めた地方自治法のルールにのっとり良識ある議会運営がなされる

ように期待をいたしているところでございます。

○山崎力君 まあ、そうおっしゃりたいことは分かるんですけども、ほとんどのところが、それじゃ今の現行制度では良識ある議会運営ができていないという、そうとも受け取れる感じなんです。ほとんどのところがうまくいっていることとすれば、こういう改正をしたんだから良識あることをやつてくださいという答弁の発想にはならないと思っております。その辺のところは、苦笑されているからお分りのことだと思っております。

このところで一番引つかかるという点については、通年制度を導入すると執行部の時間がどうしても議会に取られる、そうなったときに、一般の本来業務に差し支えが出るのではないかとということが現実の問題として危惧されるわけです。そういうふうな形からいいますと、現行でいわゆる年

に何回かの通常会あるいは、定例会というんですか、それから臨時会、それに対応している議会事務局の人たち、あるいはいわゆる各課、各部の職員、特に部長クラスですね、そういった人たちが議会に取られる。これは国の場合でもよく言われることなんです。今やっている体制でその通年のことに対応できるのかという疑問が生じてくるわけです。やつぱり定数増等なければ十分に対応できない。

ところが、実際問題として、通年だといつても開会されているのは余り、限られた時間しかやっていない。そうなってくると、地方職員の定数の方にも絡んでくる。がたがたしているところはもうとにかく少ない人数で大忙しだし、十分な人数のところは、実際議会対策ほとんどないから、な

くていいみたいな状況。そういったことに分化されていくような危惧を持っているんですけれども、その辺のところについてはどういうお考えでしょうか。

○政府参考人(久元喜造君) 御指摘のとおり、通年会期制を導入することによりまして地方自治体の本来の行政の円滑な執行が妨げられるようなことがあってはならないと考えております。

この点につきましては、私ども、地方制度調査会、知事会、市長会、町村会の御意見もよく伺いしながら立案をさせていただきました。そこで、御意見を踏まえまして、当初にはそういう規定は置いていなかったんですけれども、長等の議場への出席義務につきまして、正当な理由がある場合において、その旨を議長に届ければ出席義務を解除される旨の改正規定を盛り込んだところでございます。

現下の厳しい行政改革が要請される下において、今回の改正を理由として定数増が起こるとかいうようなことはあつてはならないことでありますので、私もいたしましては、総務省といたしましては、改正趣旨を周知徹底し、適切な運用が図られるよう助言してまいりたいと考えております。

なお、いわゆる通年議会を導入している自治体は既にあるわけですが、本会議の回数、日数が極端に増加しているようなケースは生じていないというふうに承知をしております。

○山崎力君 実態そういうことなんだと思いますよ。だから、本当にこれ、こういう法律作つたらつてどの程度実効性があるのかというのは私クエスチョンマークです。今、首長に関してはそういうふうなお話があつたんですけど、職員に関してはこれないわけですね。ですから、通年でやつて、各、まあ本会議というよりも委員会で何とかかんとか部長はとにかく出なきやいかぬと、あるいはその部下の課長も出なきやいかぬと。そういうことになってくると一般業務に、ある特定の課に関してみれば、通年だと可能なわけですよ、そういったことが、委員会開いてやるというところが、そうなってくると、これ、職員の方、たまつたものじゃないという部や課が出てきておかしくないんですよ。

だから、その辺のところ、今実態おっしゃられたように、実質通年というのを決めて今やっている自治体も、本当に通年でも毎週委員会等が開かれるというふうなことはないですねということ

に現実にはなっていない。そうすると、この制度は何だろうという、また元に戻っちゃうんです。ですから、その辺のところを是非しっかりやっていただかなきゃいけない。

それで、もう一つ言えば、正当な理由があるときとか何とかというふうなことが法律で出てくるんです。それは、先ほども言ったように、常識の範囲内で正当だとか何とかだということなんです。今までは、それで何とか普通にやってこれた。ところが、極端な人たちが出てきて、こういうふうなことを直さなきゃいけないねということが出てきた。ところが、その出てきた法律の条文に正当な理由ということが出てくれば、何が正当な理由かということを経判断するんだと。常識が通じないところで、そういった人たちの法律の解釈、運用の中で、正当な事由とか理由とか、そういったものの言葉というのは僕はある意味なじまない、そのおそれがあるということこそ是非この際関係者の方々に御理解願いたい、こういうふうにいる次第であります。

ちよつと急ぎます。

今度、専決処分の件なんです、一応これはある程度見当は付くんですが、副知事、副市町村長、対象除外ですね。それで、議会が不承認としたとき、そして長が必要と認める措置を講じて議会に通告しなきゃいけない。この辺の改正の理由について、ちよつとお聞かせください。

○国務大臣(川端達夫君) 専決処分の制度は、今先生御指摘のとおり、補充的な手段として、議決が得られない場合に長がこれを処分することができるといふ制度でありますけれども、先ほども例に出しました、極めて例外的ではあるうと思いますが、鹿児島県の阿久根市においては、平成二十二年七月以降、市長が、議員による招集請求に対し、招集義務があるにもかかわらず議決を招集せず、議会の議決を経るべき条例、予算、副市長の選任の同意について専決処分により処理され、専決処分が濫用されていると思われる事例が発生いたしました。

これらの事態を受けまして、本改正では、副知事、副市町村長が長を補佐する最高の機関であり、議会同意を要することとされている趣旨を踏まえて、その選任の同意を専決処分の対象から外すこととしております。また、議会の最も基本的な権限である条例、予算については、長が行った専決処分に対し議会が不承認とした場合には、長に、必要と認める措置を講じ、議会に報告する義務を課することとしております。

これらの改正によって、議会の重要な権限である議決の補充的手段としての専決処分の制度趣旨が没却されないよう、知事や市町村長において専決処分が適切に行使されることを期待をしておるところでございます。

○山崎力君 大臣、答弁されていて分かります。舌をかみそうなような中身なんです。中身、御理解していただいて答弁しているということとでこちらも受け取らせていただきますけれども、なかなか制度というのは難しいものだなと、運用というのは難しいものだな。特に多士済々の、いろんな方の、我々よりもいろんな方のいらっしゃる地方議会においての運用というのは、これなかなか厄介だということを御理解した上で、これからの地方行政、そんなに長くはないと思いますけど、頑張っていたいただきたいと思えます。それで、別の点でもう一点、協議会、機関等共同設置、一部事務組合ですね、この構成員の脱退手続の簡素化という改正が行われました。これはいろいろ分かったところあるんですが、正直言つて、一方的な脱退を認めないというののもひどいのだし、ひどいといいますが、これも気の毒なケースはあるし、そうかといって、そういったところから抜けられると、残ったところがこれ実質的に行政運営に支障を来すということも十分予想される。

非常に痛しかゆしのこの制度なんです、そういった中で、今回この脱退の手続を簡素化したという趣旨といいますが、考え方を聞かせ願えますでしょうか。

○政府参考人(久元喜造君) 平成の合併が平成二十二年三月末で一区切りを迎えたわけですから、周りも、まだまだ小規模市町村もありますし、周りの市町村と連携しながら行政の効率化を図っていくということが求められております。

そこで、一部事務組合について見ますと、かなり合併によって構成団体が変わったにもかかわらず、本当は、その変わった状況を考えれば、一部事務組合を解消して別の共同処理の方法、例えば事務の委託とか機関の共同設置とか、そういうふうな移行を行う方が客観的に見れば効率的であるというふうな考えられるケースもあるわけであります。

現行の場合には、これは全ての構成団体間の協議が調わなければという枠組みを解消できない、それが基本でありますけれども、しかし、元々この組合という団体の性格上、全く脱退の自由がないというののもいかなるものかと。そういう観点から、今回、新たな選択肢を増やすという趣旨で、より一部事務組合を効率的に運用する、また一部事務組合を解消して別の手法を選択できる、そういう意味で、選択手法を増やすという意味で今回の改正をお願いしているということでございます。

○山崎力君 これも先ほど申し上げたように、誰が見てもちよつとひどいねという、これ留め置くにしても脱退するにも両方の場合でひどいねというのあれば、何でもこれ、こういうふうなやつていけるのを認めなくちゃいけないのと、わがままが過ぎるんじゃないかということもあり得るケース、こういったものが具体的には想定されますので、その辺のところの運用を是非しっかりやっていただきたい、このようにお願いしておきたいと思えます。

続いて、大都市の方に移りたいと思えます。先ほどの趣旨説明もあつたんですが、屋上屋とは言いませぬけれども、東京は、東京都の成立立というのは、これ事情を知っている人間からすれば非常に分かりやすいところで、戦時体制の下での

いわゆる行政機能簡素化といいますが、特別扱いというのが東京都の一つの成立過程の中で考えられていたわけですが、似たような考え方だとは思いますが、今の制度を、いろいろ市が変わってきています、いわゆる昔の市町村から市が物すごく増えてきている。いわゆる政令指定都市であるとかそういったものが増えてきて、非常に行政が、それではいいのかもしれないけど、種類がたくさん増えている。そういった中で、地域の実情に応じた大都市制度と、こういうものに特例を設けなさい、そういったことの特例を設けるといふのは具体的にどういうことを想定してこの法案を出されたんでしょうか。

○衆議院議員(松浪健太君) 委員御指摘のとおり、東京都には現在特別区の制度が導入をされているわけでありまして。東京都ができた当時と随分と今では現状が違うとは思いますが、いづれにしても、今回は、地域の強い要望そして民意を受けて、特別区の設置を定めるためのあくまで手続を定めるというのが本法案の趣旨であります。そして、特別区の設置に関する協議においては、特別区設置協議会において協議し、そして特別区設置協定書に記載をするということになっております。

いづれにしても、地域の要望で、そしてその地域の実情に応じた大都市制度が実現をされることを目指しております。

○山崎力君 これ、ちよつと質問通告はしてないんですが、どうしてもこれイメージするところがあるんですが、それで、東京都という場合には、東京二十三区特別区の束ねた首長は都知事なわけですね。そうすると、今度、大阪というところが、具体的に名前を出しますけど、出てきたときに、そこが特別区制度を導入した場合、大阪市はなくなつて、大阪府知事がそれを束ねる形になるんじゃないですか。それとも、やはり大阪府知事と別にいますか、現行のように特別区を束ねる大阪市長、まあ大阪なのかどうか分かりませんが、その辺の考え方は、改めて、分かっている

るつもりですけれども、一応確認のために教えていただけませんか。

○衆議院議員(松浪健太君) これは、今申し上げたように、特別区設置協定書で決まるべきものであるのかと思いますけれども、現在、仄聞するところによると、大阪にも二十三区を超える二十四区の区があると、これではやはり小さ過ぎるというような話を伺っておりますので、中核市程度の本身に身近な行政区に再編をして、本身に身近な行政とそれから広域行政を切り分けるということが将来的に、これはまだ、設置協定書で定められるものでありますけれども、見込まれるのではないかなと発案者としては感じております。

○山崎力君 後でその辺話させていただきますので、その前にちよつと、細かいことですが、今度のあれを見ると、読みにくいといいますが、こなれていない条文が、急に寄せ集めでやっただけじゃないんですけれども、そういうことなんですよ。うけれども、幾つかあるんですよとあれです。

このところで、隣接、隣隣接のことですが、条文の中に、これ条文を読んでもいいんですけども、一応質問通告しているんで、当該市町村が政令指定都市である場合という規定があるんですけど、そうすると、制度上、指定都市には市がなるんで、町村は関係ないわけで、当該市が政令指定都市であると言ってもいいわけですが、市というすぐ市町村と丸め込んで何か書いてあるような感じなんです、何か意味はあるんですか。

○衆議院議員(逢坂誠二君) 山崎委員御指摘のとおり、指定市は市であるというのは、これは全く御指摘のとおりでございます。

ただ、今回のこの法律におきましては、本法案の第二項第一項におきまして市町村を一つの単語として用いていると、そういう関係上、「当該市町村が指定都市である場合」という表現を用いているわけでございます。

それから参考までに申し上げますと、現行法令上も同様の表現ぶりとなっているものが幾つかございまして、例えば、一つは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、この第五条第四項、あるいはまた市町村の合併の特例に関する法律施行令第二条第三項などにおきまして同様の表現ぶりとなっているものがございますので、参考までにお知らせいたします。

もう一つ言えば、特別区設置協議会の会長及び委員は規定の定めるところにより選任されるものとなっております、こういうふうな表現になっているんですが、失礼、規約の定めるところになっているんですが、ここで言う規約というのは誰がどのように定めるものなのかということになるわけなんですけれども、規約ということだけぽんと出てくるわけですが、そうすると、地方自治法の根拠条文を入れておけば、第何条何項の規定によりというふうな形、その条文が入っていればすぐに分かるんですけど、おい、この規約というのはこの規約だ、と、こういうふうな感じになるんですが、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○衆議院議員(逢坂誠二君) 御指摘の点でございますけれども、本法律案の第四条第一項におきまして、特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により特別区設置協議会を置くこととしており、本法案に定めがあるもののほかは、規約を含め、特別区設置協議会の組織運営については地方自治法に定める協議会に関する諸規定によることとなる、そういうことでございます。

したがって、今御指摘の特別区設置協議会の規約というのは、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県の協議により定められることとなるということになります。

御参考までに、地方自治法の二百五十二条の規定でございますけれども、この中に協議会を設けることができる規定があるわけですが、「協議により規約を定め」という条文が盛り込まれてあることも参考までに申し添えておきます。

○山崎力君 ですから、私が何言いたかというのは言わなくても分かると思うんですけども、一つ文章を入れれば分かりやすいことが、わたわた合せて、関係者がもう規約といえこれだといふふうな無意識の中で分かっている、そういうものが文章になると、初めて読む者にとっては非常に、一つ数字あるいは条文の何条というのが入っていれば分かりやすいのが、分かりにくくなっていると。こういうことが今回の法律にちよつと散見されるということ。

それで、最後になりますけれども、一番の問題は、要するに事務分担、税源の配分、財政の調整に関しては、これ、これからだということになっているんですね。先ほどの東京都のことに関して、大阪市長がいるのか、知事なのか、その辺も分かっている。

もうとにかくこういう法律を作ったらいんじゃないかというところから、中身のはっきりしないこの大都市法になっているんじゃないのか、なというのが私の考え方なんですけれども、何かその辺について、特に税源の配分なんというものは、これ、新しい制度になつたら、そこで総務省はどうするんだという話になるわけですよ、正直言つて、その辺について、今どのような検討段階なんですか。

○衆議院議員(松浪健太君) 委員御承知のとおり、東京との比較ということで、他の道府県において東京のような不交付団体というのはなかなかないわけでありまして、今回、我々七会派で提出をしておりますのは、あくまで地方の要望や民意に、これに対して真正面からこたえるというところであります、地方の要望、民意を可能な限り尊重するという観点から、国の関与をできる

だけ小さくしようということで、各会派寄つてこの法律を作ってきたわけでありまして、基本的には、先ほどの特別区設置協議会での議論に大部分を委ねるということになっております。ただ、委員の御心配もつともでありまして、今回は特に、本法案では、事務分担、税源配分及び財政調整に関しては、政府が法制上の措置等を講じるのが必要な場合には総務大臣との事前協議を義務付けるという内容になっておりますし、また、それ以外の事項については、内容を総務大臣に事前に通告をして、そこで総務大臣が意見を述べられるようになっていくことになっております、いずれにしても、今回、地方の民意や要望というのをこれからいかに多様に生かしていくかという観点からは、やはり今全部決めるんじゃないかと、新しい地方分権の形を我々は切り開いていくという志を込めたものであります。

○山崎力君 終わります。

○磯崎陽輔君 おはようございます。自由民主党の磯崎陽輔でございます。

まず最初に、大都市特別区設置法案を取りまとめたいただいた皆様に感謝を申し上げます。また、地方自治法の修正案で御尽力いただいた先生方にも感謝を申し上げます。あわせて、今回の地方自治法の改正は、首長さんと議会との間ではある意味で利害相反するような改正であつたわけでありまして、それをまとめた総務省にも御礼を申し上げますし、また、その調整の経緯で地方六団体の皆さんにもいろいろと御尽力賜りました。併せて感謝を申し上げます。

まず、大都市特別区設置法案の方について聞きたいんですが、今、山崎委員の方からも質問がありましたけれども、端的に、今この時期にこの法律を成立させざるやない理由というのを、余り行政的な話じゃなくて政治的観点から端的にお答え願いたいと思います。

○衆議院議員(松浪健太君) 自民党で当初、プロ

ジエクトチームでこの自民党案を中心的に作り出した。磯崎先生に質問を受けるというのは、かつて逆になっているのかなという大変な違和感を覚えるが、答弁となりますけれども、これについては、委員も御承知のとおり、先ほどから繰り返しているように、大きな民意、地方からの要望というのを、我々国会としては、やはり地方が大きな民意を示したというときにはこれにこたえなければならぬということが非常に政治的な大きな理由であると思います。

○磯崎陽輔君 私もそうだと思います。要は、昨年の選挙で、昨年だったんですか、特別区制度を設けたいという意見の大阪府知事、それから大阪市長が当選なさった。大阪府・市民がそこで特別区の設置、まあ決めたわけじゃないでしょうかけれども、その方向の選挙の結論を出した。したがって、我々立法機関である国会としては、多様な住民の要望に対して対応できるように、従来のような地方自治法のこれだけの幅しかできないというわけではなくて、いろんな住民の選択にこたえられるようにということで今回の法律をやるんだと思います。まさにそのとおりであると思います。

そこで、大阪市の方はもういろいろ言われているから分かるんですが、さあ、これをじゃ、全国的に広げられるのか。二百万人だからそんなにたくさんはないと思うんですが、二百万人の政令市とその周辺部、合わせて二百万人ですかね、には広げられるようになっていくわけですね、今後追随するようない市が出てくるかと考えなんでしょうか。あるいは、それをまたある意味奨励するようなお考えがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っています。

○衆議院議員(松浪健太君) 今回の法案、あくまで地域の要望に応じて作った法律でありまして、何もそれを他の地域で奨励するということではありません。

ただ、議論の過程において、二百万という要件を今回設置しました。大体、都道府県の中間的な大きさでも既に二百万に達するというようなこと

も鑑みて、大体、理論的には全国で八地域程度がこれに当たるのかなという議論はありましたけれども、これについて奨励をするということではなく、我々はあくまで今回手続を定めた。もしそれがやりたいところがあればそれをやっていたら結構ですよということ、我々自身は価値判断を行っていないというのが現状でありまして、今後そういう要望が出てくれば、その要望に応じてこれはあくまで肅々と手続として行われるということでありまして。

○磯崎陽輔君 総務大臣にお伺いしますけど、今回こういう法律ができてきたら総務省としてはこれを執行していただかなきゃならぬわけでありまして、今の地方自治法に加えて、特例法が特別法かというのは大分前半戦で議論しましたけど、それはともかくとして、地方自治法と一体を成す法律の中で新しい制度ができてきた。これは総務省としてどういうふうな受け止められておりますか。

○国務大臣(川端達夫君) 先ほど来の御議論で、この法案が議員立法でされるまでの背景、経過は、本場に多くの皆さんの御協力、七党派のそれぞれのお立場で真摯な御議論の中で一致した御提案として結実したものであるというふうな受け止めております。

一方、大都市制度の在り方については、この法案に関連したいわゆる大阪都構想のほかにも、指定都市市長会が御提案をされておりますのは、特別自治市構想というのもございます。様々な御提案がございます。

現在、そういう意味で、地方制度調査会において幅広い大都市問題の御議論をいただいているところですが、この法律に關しましては都道府県における特別区を設置するための手続を定めたものでありますので、今後、地方制度調査会においては、実際に特別区制度を東京都以外の地域に適用する際の様々な論点がございまして、これを御議論いただけるものというふうな思っております。これをし、総務省としましては、この地方制度調査会

の審議の状況も踏まえて、大都市制度の現状や課題、その解決方策について様々な観点から検討してまいりたいと思っております。

○磯崎陽輔君 今、大臣の方から地方制度調査会という話出ましたから、行政局長にお伺いしますけど、今回の法律、多分可決すると思うんですけど、可決して成立した後、その地方制度調査会の今の検討とこの法律の関係、一体どういうふうになるというふうな考えたらよろしいんでしょうか。

○政府参考人(久元喜造君) 先ほど川端大臣からお答えがありましたように、今回の法案は手続を定めたものでありまして、地方制度調査会におきましては、大都市制度が今どういうような課題を抱えているのか、それに対応した改革案がどういうものがあるのかということを議論をしているわけでありまして。

その中の論点の一つといたしまして、既に今の東京にしか適用されない特別区制度、都区制度をほかの地域に適用する場合にどういう論点があるのか。例えば、広域自治体と基礎自治体の権限配分をどうするか、財源配分の在り方はどうなのかといったような、そういう論点があるというところを既に地方制度調査会では論点ペーパーとしてまとめていただいております。

したがって、今回の法案が成立するということは、その論点との間の整合性は取れていると。そういう意味で、先ほど申し上げましたような論点を今後地方制度調査会で具体的に詰めていくと、こういうことになろうかというふうな考えをしております。

○磯崎陽輔君 新聞記事では、というのか、今でもまだ大臣もおっしゃったように大阪都構想と言っておるんですね。それで、橋下市長もなぜ都にしないんだというのを一回言って、ちょっと調整が必要になったことがあるんですね。提案者にお伺いしますけど、なぜ大阪にはしなかったのか、その理由を教えてください。

○衆議院議員(松浪健太君) 大阪都構想という名称は元々、恐らくは、東京都にしかいわゆる特別区制度がないことから大阪都構想と象徴的に使われたのだというふうな我々理解をいたしておりますけれども、いざにしても、地方自治法上の都と特別区の制度の特例として、道府県、東京以外の道府県に特別区を設置するという二一ズにあくまで我々は技術的にこたえるというものでありまして、本法案により特別区を設置した道府県の名前は都とはならない。そこにはまた様々な議論があることも承知しておりますので、我々はこのように今回は対応しているということでありまして。

ただ、法律の中において、都については、都とみなすみなし規定を置いておりますので、法令の適用上は都というふうになるということだと承知しております。

○磯崎陽輔君 これも大事なことです。橋下市長は、何かこういう大改正をするときにはネーミングも大事だと。それはまあそうなんだけれども、やっぱりちよつとそこは違うと思うんですね。恐らく特別区を設置しているのは今まで東京都だけだったから、これを都制といった教科書もあるんですね、都制では特別区を置く。そういうところから恐らくそんな大阪都という発想出たんだと思いますけれども、都が二つも三つもなるというのではなくて、それはたまたま東京都が、都は一つしかなかったから都制という教科書があったんで、これも別に法律にそう書いてあるわけじゃないわけでありまして。

私はやっぱり、都というのは首都の都でありますし、日本語で言えばこれは都ということでありまして、それから、それは絶対に、これは天皇陛下のいらっしゃるわけですから私は都であり首都だと思っております。そこところは、やはり国民の理解を得なければならぬ。都というものがたくさんあるような国はやっぱりおかしい。やっぱりキャピタルは一つじゃないか。かぬと私も思っておりますので、この辺はよく国民の皆さんにも御説明をしていただきたいと思

交付目的は調査研究に資するものに限定されていたわけでありますが、議員活動の活性化を図るため、「その他の活動」という文言を追加することによりまして議会の議員としての活動である限り使途を拡大できるものとし、これに伴いまして政務調査費という名称を政務活動費に改めたというのが今回の修正案の趣旨でございます。例えば、従来、調査研究活動と認められていなかった議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、交通費、あるいは議員として地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の会議に要する経費のうち、調査研究活動と認められていなかったものといったものについても条例で対象とすることができるようになると、こういう趣旨での改正

○磯崎陽輔君 大体そうだと思ふんですけれど

も、私は、経緯考えたら、これは、地方自治法に
政務調査費という言葉を入れたときの立法意
思はもうちよつと広かつたと思ふんですよ。それ
は確かに調査だから調査なんですけど、調査と
いつてもいろんな調査のやり方があるんで、とこ
ろが、いろんな議論を経て、判例の積み重ねも
あつて、非常にやつぱり最高裁判所が狭く解し
たと。狭く解して悪いと言っているんじゃない
と。これは三権分立でありますから、それは尊
厳しなければなりません。立法意思があるに
して、一旦法律ができれば、それはその文言
解釈で、最高裁判所が判断するのが当然であ
りまして、悪いと言っているわけじゃないけ
れども、ただ、立法経緯を考えれば非常にち
よつと狭く扱つたなという感じがする。

そこで、今回はもう少し強い勝手を良くしようということだと思うんですけど、新聞を見ますと、オンブズマンの皆さんが、何かこれをやると、政務調査費の支出に歯止めが掛からなくなるといふような御批判をなさっておるようなんですが、これについてどう思われますか。

○衆議院議員(橋慶一郎君) 確かに、磯崎委員御指摘のような御批判というのが出ているということとは承知しておるわけであります。

しかしまた、今回の修正案においては、議員の活動である限りその他の活動にも使途を拡大できるものとする一方で、政務活動費を充てることができる具体的な経費の範囲については条例で定めるといふことにしておりますので、この条例の制定に関する議会における審議、あるいはその審議過程における住民の方々の監視等によりまして、その無駄の排除や活動費の正当性を担保できるものと考えております。また、地方議会の議長にも、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものという努力規定も追加することをしておるわけでございます。

あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に

資するための経費の一部を交付するという形になるわけでありまして、議会の議員としての活動に含まらない政党活動あるいは選挙活動、後援会活動、また私人としての活動のための経費と、こういったものは条例によりましても対象にすることができないということでありまして、支出に歯止めが掛からなくなるという批判は当たらないものものと考えております。条例で範囲をしつかり決めること、そしてまた透明性に努めること、こういったことで担保されているものと考えております。

○磯崎陽輔君 そうなんです。私のところにも
オンブズマンの皆さんから抗議文書来ているんで
すけれども、条例で決めるようにしたこと
はほとんど書いてくれないんです。だから、確
かに政務調査費を政務活動費にしたらだけ
だつたら私はちよつと適切な法改正じゃないと思
いますけれども、その代わり具体的に何に使われ
るかということをきちつと条例で決めるんだとい
うことなんです。そこところはまず理解を得
なきゃならぬと思います。

私は今までのオリンピックの皆さんの活動にも敬意を表したいと思います。もちろん正は絶対許しじゃないけど、このために一生懸命オリンピックの皆さんも頑張った、それは立派な市民活動だと私は思います。

ただもう一つ考えなければならぬのは、一つはさっきの使い勝手の問題もありますけれども、予測可能性が立たない法律というのは良くないんですね。私の大分県でもいろんな事件がありましたけれど、議会の中のルールでは正しかったんです。議会の中のルールでは正しかったんですけれど、オンブズマンの皆さんから訴えられて、裁判所がそれはやっぱりおかしいという判断だった。それが、その判断がおかしいとは言っておるんではありませんけれど、議員の立場から見れば、何が適法で何が違法か、これが分からないというような法律はやはりおかしいんだと私は思うわけです。

だから、今回の改正によって少し、調査費では

もう既に判例ができていますから、このままじや
最高裁判所の判例も変わりませんから、それを調
査費を活動費という名前に変えてもらって、しか
しながら具体的に何に使えるかというのは議會
が決めると。今の地方議會見れば、住民の関
心は極めて強いです。そんな変な条例ができる
わけありませんし、それから、額が増えるとい
う改正ではありませんね。それは今の額の範
囲内で、今はどんどん減らそうという方にむ
しろ地方は動いておるわけでありまして、その
範囲内で何に使えるかということをきちつと
条例に定めて、議員も安心して使える、これ
はいい、これは駄目ということが住民の前にも
明確になる、そういう改正だと私は思ってい
ますので、御尽力に感謝を申し上げます。

最後もう一件、今回、百条委員会の証人喚問について、少し制限規定が修正案で入っておるわけでありますけれども、国会の場合も、議院証言法と地方自治法はパラレルにできておるわけでありますけど、国会は慣例上、証人喚問するときには会派全会一致という慣例でやっております。これはもう国会の良識だと思います。国会のやり方をそのまま地方に当てはめるといふつもりはありませんが、やはり証人喚問というのは非常にやっぱり呼ばれる人の人権にもかかわることでありますから、非常に慎重に私は行われるべきであろうと思います。

どうもしかし、一部の都道府県議会ではそうではないというような運用も行われておるような感じがいたすわけでありますけど、提案者はどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(石田真敏君) 一般的に、今おっしゃられましたように、百条調査権の発動や出頭、証言を要請する場合には、調査により得られる公益と出頭、証言を要請される者が被る影響を比較考量した上で、公益が上回る場合に行われるべきものとされているわけでございます。もし出頭等を要請する必要性が乏しい場合にまで関係人に対して出頭等を要請できるものとする、関係

人に不当な負担を強いることがあることから、関係人の出頭等の要請は、その必要があると認められるときに限り行われるべきものであると考えておるところでございます。

ただ、現行の規定にはそういう趣旨の規定が明確でないということで、今回、改正により、「特に必要があると認めるとき」という文言を追加をいたしまして、その趣旨を明確にしたところでございます。

なお今、磯崎議員から御質問ございました中に、いろいろな問題が起こっているんじゃないかということでございます。今までの百条調査、状況を見てみますと、市町村数が三千台のときでも数十件年間当たりそういう会が開かれております。そして、今、千七百台になりましたけれども、それでも年間で二十ですね。平均いたしますと、一千団体当たりで大体年間十団体ぐらいの議会の調査委員会の開設が行われておるわけでありまして、また告発もなされているということでございますので、そういう中には議員御指摘のような御指摘がある場合もございます、そういうことから、今回、特に必要がある場合ということで明確にした方がより御指摘のあった人権等の問題について配慮ができるのではないかとということで、こういう規定を入れさせていただいたところでございます。

○磯崎陽輔君　総務大臣、議会活動ですからちよつと言いくいかもしれませんが、そういういろいろな地方の実態がある、議会の中。まあ全部が全部とは言いませんけど、非常に、ちよつと証人喚問を乱発し過ぎているんじゃないかなと思われるところもあるんですが、大臣、どんな御感想をお持ちですか。

○國務大臣(川端達夫君) 今、石田提案者からそもそのお話をされました。やはり明らかにしていくことによって得られる公益性と、その本人に対するいろんな個人的な問題含めた負担の問題とでいえば、やはりそういう公益が上回る場合にきちつと対応すべきものであるというのが一般的に

解釈されてきましたけれども、今回、こういう議員修正がされたことによって、よりこの趣旨は明確になったということと同時に、そのことによって議会がこの行為を行うときの説明責任がはっきり求められることが明確になったというふうに私たちも思っております。

そういう意味で、極めて強力な権限でございしますので、そういう説明責任も含めて、総務省としても、その運用状況の把握、それから適切な助言にこれから努めてまいりたいというふうに思っております。

○磯崎陽輔君 ありがとうございます。

最後に、今回の両法案の関係者の皆さんの御尽力に改めて感謝を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○木庭健太郎君 まず、大都市地域特別区設置法案についてお尋ねをいたしたいと思えます。

今も磯崎先生から話がありましたが、本法律案、各会派から提出されていた様々な法案を一本化したものでありまして、取りまとめを行われた発議者の皆様方に、その御尽力に心から敬意を表したいと思っております。

さて、各会派の議論の中におきまして、一つの大きな在り方の課題というものは何であったかという、特別区設置協定書にかかわる総務大臣との協議に関する規定の在り方、これが一つの課題であったと思えます。

最終的にはどういう考え方になったかといいますが、法文上は、事務分担、税源配分、財政調整のうち政府が法制上の措置等を講ずる必要があるものについて協議する、こういう旨の規定になりました。

どういう考え方の下でこういった規定に最終的に落ち着いたかと、この点について発議者の方からお伺いをしておきたいと思えます。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今、木庭委員から大変重要なポイントをお指摘いただきました。私も、各党の実務者の協議の段階でも、この事前の

国の関与をどうするのかというところが一番のポイントになったわけでございますが、それぞれの元々の主張はありましたが、以下のような考え方の下に今回法律を作らせていただいた次第でございます。

具体的には、特別区設置協定書に定める事項は、原則として地域の自主的な判断をできる限り尊重するために国の関与を極力小さくすることが望ましいと、そういう考え方に私ども、各党実務者、提案者、一致したところでございまして、そういう観点から、法制上の措置等の国の対応が不要な事項については、この第五条四項に規定しているように、総務大臣に対して報告することで足りるものとする、そういう形にさせていただきました。これが基本的には大原則であろうと我々は考えたわけでございます。

ただし、しかしながら、今御指摘がいただきましたように、事務分担と税源配分及び財政調整については、現行の東京都の仕組みと異なる内容を協定書に定める場合、政府において法制上の措置等を講ずることが必要となりまして、国がそのような措置を講じない限り、協定書の内容を実行することができなくなります。

そこで、協定書の内容を円滑に実行できるようにするために、この第五条の一項の五号の事務分担、六号の税源配分、財政調整の三つの事項に関するものに限って、さらにその上で、国が法制上の措置等を講ずることが必要となる事項に極めて限定して、事前に総務大臣との協議を義務付けたものでございます。

以上でございます。

○木庭健太郎君 今御説明がありましたように、やはりこれからの在り方として、国の関与をできるだけ小さくしていこうという過程の中で、私はいいまとめ方をしていたら、このようにこの部分については思っております。

次に、総務大臣に、特別区設置の問題についてお伺いしたいと思うんです。本法律案の九条第一項におきまして、特別区の

設置については、関係市町村等の申請に基づいて、総務大臣がこれを定めることができるというふうにされております。総務大臣は、申請が行われれば速やかに特別区の設置を定めることになるのか、それとも、場合によっては、有識者の意見聴取とか、極端なことを言うならば、長期間にわたる検討の実施というふうなことも考えるのかと、現段階で見込まれる手続について、総務大臣にお伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(川端達夫君) 先ほどのお問いで佐藤

提案者から、いわゆる法制上の国が措置を講ずる場合には協議を行うということになっております。それ以外に、特別区の設置協議会が特別区設置協定書を作成しようとするときには、協定書を作成する前にあらかじめその内容について総務大臣に報告を行うということでありまして、総務大臣は遅滞なく当該特別区設置協定書の内容について検討をして、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係都道府県の知事に意見を述べるといことが法制上決められております。

これらの手続におきまして、関係市町村と関係都道府県からの意見聴取を含めて必要な調整を行うということも想定をいたして、十分な意思疎通をさせていたきたい、このように思っております。

○木庭健太郎君 速やかということをおっしゃっていただいておりますので、極端にこれで、妨害をされるじゃないですけども、遅れることはないだろうというふうに、今の大臣の答弁で判断をしておきたいと思えます。

もう一点、先ほどこれは磯崎委員の方から御指摘がありました、地方制度調査会との議論の關係について、これは発議者と、先ほどは自治行政局長から御答弁ありましたが、大臣からちょっとこれ確認の意味で聞いておきたいんですが、つまり今第三十次地方制度調査会で大都市制度の在り方が取り上げられております。本法律案が念頭に置かれているその大阪の構想についても、この調査会でヒアリングを行われて、委員からその区割

りの問題や事務配分等の詳細が同調査会に公表される時期についても質問があったりしております。

仮に本法案に沿って特別区を設置しようとする場合、この地方制度調査会が何らかの影響を及ぼすことがあるのかどうかという点、さらに、この本法律案と地方制度調査会における検討はどういう関連性を有しているかということについて、これは発議者及び総務大臣、両方から御意見を伺っておきたいと思えます。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 木庭委員御指摘のとおり、私どもも地方制度調査会において大都市制度の在り方について議論されていることは承知しておりますが、承知した上で、今回は、先ほどからの議論のありますように、道府県に特別区を設置したいという地域の提案を真摯に受け止めて、各党七党共同で本法案を国会に提出したものでございます。

その上で、あくまでもこの法案というのは手続法なんです。特別区を設置するための手続を定めるものでございまして、道府県と特別区の事務配分、税源配分、財政調整等をどのように特別区を設置するか、具体的な在り方については今後のこの特別区設置協議会において協議され、そこで作成される特別区設置協定書に記載されることになるので、提案者としては、この地方制度調査会における議論が参照されることも十分考えられると、現時点ではそのように考えております。

○国務大臣(川端達夫君) 地方制度調査会の状況をまず御説明いたしますと、六月二十七日の専門小委員会で大都市の見直しに係る今後検討すべき論点を取りまとめられました。その中で、その六月から、六月、七月、七月は二回、八月と、現行制度の見直しについて議論をされてきたんですが、この九月に開催予定においては、新しい大都市制度のテーマに入りまして、まずは特別市の創設、特別区制度の他地域への適用、大都市圏域全体の調整の仕組み等々がテーマとして掲げられて

おります。

先ほど来議論になっていますように、この法案自体は手続法でございますので、実際に特別区制度を東京都以外の地域に適用する際には、事務配分あるいは税源配分、財政調整の在り方、それから個別法の都・特別区に関する特例の取扱い等の論点がありまして、これらについては、この今やっています地方制度調査会において御議論をいただけるものというふうに思っておりますので、総務省としては、この地方制度調査会の審議の状況を踏まえながら、そして、先ほどありましたように、現地からはどういうふうに御議論されるのかということも踏まえてですが、一定の国としての基本的な論点は整理して御議論をいただくので、課題、その解決方策については様々な観点から検討をして結論を出していきたいと思っております。

○木庭健太郎君 地方自治法改正案について今度ちよつとお尋ねしたいと思ふんです。

今回の地方自治法の改正案ですが、政府は当初、地方行政検討会において議論を行っていた。ところが、これ、衆議院の総務委員会において、総務大臣、こう答えられておるんですが、この地方行政検討会ですか、の役割として、政務三役を中心にスピーディーに検討が進められるという点を挙げられていると。

ところが、これ、地方行政検討会議の立ち上げからこの法律案の提出というのは結局二年以上掛かっている、本当に検討がスピーディーであったというふうに見えるのかどうかという問題があると思ふんです。たとえこの会議において検討するのはスピーディーであったとしても、結局その後、地方六団体から異論が噴出して、改めて地方制度調査会において議論をする、こういう何か経過をたどるようになったというのが今回の改正の経過ではないかと思ふんです。

そもそも地方制度調査会ではスピーディーに検討ができないという、これ、そういう認識だったのかどうかを含めて、ともかく地方制度調査

会という法律に基づく組織を活用せずに、地方行政検討会という場において議論を進めたことについての総務大臣の評価をここで伺っておきたいと思ふます。

○国務大臣(川端達夫君) 今回の改正のスタートは、二十二年一月に総務省に設置をいたしました地方行政検討会会議の議論を踏まえたものがスタートでございます。

この会議では、総務大臣を議長にして、政務三役、有識者等を委員として、地方制度全般について幅広く議論を行い、スピーディーに政治主導で取りまとめるということで、一定の地方自治法の改正の論点を取りまとめた方向性を示して、二十三年一月に地方自治法改正案についての考え方が示されまして、総務省においては、その中で速やかに制度化を図るとされた事項について案として取りまとめたをいたしました。

この案につきましては、今御指摘のように、地方六団体からも様々な意見が出てまいりまして、特に議論となった事項について国会議員や地方六団体の代表者も構成員である三十次の地方制度調査会で改めて審議をいただいて、この意見を踏まえた修正を行って今回の改正案といたしたものでありまして、今回の改正は、そういう意味では、地方自治全般にわたる幅広い議論と、それから関係者の丁寧な調整の中で、できるだけ早くに取り組まなければならぬものを絞り込んで、丁寧な調整を経た上で、多くの改正事項を含む重要なものとなっているということと認識をいたしておきます。

一定の経過をたどったことは、それぞれに意味があつたことというふうに認識をいたしておきます。

○木庭健太郎君 本日にこのやり方がどうだったのかというのは、私はいろんな疑問はやが残っている。今も思っております。あります。

政府自身は、平成二十二年六月の地域主権の戦略大綱において、地域主権改革の主な課題の一つに地方自治基本法の制定というのを掲げていらつ

しゃいました。しかし、今回提出されたこの地方自治法の改正案、一部の意見ではございますが、結局、今回の改正案は、一部地域に生じた個別の問題への対応という色彩が強くて、地方自治法の抜本見直しに大きな影響を与えない末節部分の改正だという指摘も現実にはあるわけです。

じゃ、本法律案というのは、政府が掲げる地方自治法の抜本見直しですか。この基本法の制定という問題について、いかなる位置付けにこの本法律案というのはなつていくのか。地方自治法の抜本見直しと言える抜本内容としては何が残されているというふうに認識をされているのか。これ、今後どこでどこでまた議論をなさろうとしているのかということも含めて、総務大臣にその方針を伺っておきたいと思ふます。

○国務大臣(川端達夫君) 先ほど若干お触れをいたしましたけれども、平成二十二年度というところで、二十三年一月二十六日でありますから二十二年と、二十三年と、地方自治法の抜本改正についての考え方ということで取りまとめたをいたしました。今回の改正案に盛り込まれていない、例えば地方公共団体の基本構造の在り方、監査・財務会計制度等の事項も含めて、幅広い検討を行って取りまとめたお示しをいたしたところでございまして、この中で速やかに制度化を図るといふ議論を整理しましたものが今回の法律改正の中に盛り込まれたものでありまして、引き続き検討をする事項も含めて、課題も含めて整理をし、方向性を示して取りまとめたところでございます。これに沿ってこれからも続けて議論、そして法整備に向けて整理をしていきたいと思っております。

○木庭健太郎君 一つ、中身の中で、通年会期制の問題で私もちよつと一点確認をしたいというのか、聞いておきたいのは何かという、これは衆議院の総務委員会では総務大臣は、通年会期を選択した場合であっても会期は存在するというふうに答弁をされておりました。そこで、通年会期制を取った場合における、会期不継続の原則及びその唯一の例外である議案の継続審査の取扱いについ

てどういうふうになるのかということを確認をしておきたいんです。

地方自治法の第百九十九条には、会期中に議決に至らなかったものについては後の会に継続しないと規定されておいて、議案は会期終了とともに消滅するのが原則。ただ、例外として、常任委員会等で閉会中における継続審査に付された議案は、当然次の会期に継続して、改めて提案し直す必要はないというふうに解されていると。

今回、本法律案で通年会期制を導入する場合、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日まで会期となつたら、つまり会期終了日と次の会期の始まる日とも極めて隣接するというふうなことになるわけであつて、このような場合、実質的には閉会期間がなくなつてしまふ。この辺についてはどんなふうにかえていけばいいのかというふうなことでもございまして、だから、ある意味ではこの継続審査の適用でできなくなるんじゃないかと、そんな点もあるんじゃないかと思ふんですが、どのように対応するか、この点について一言伺っておきたいと思ふます。

○国務大臣(川端達夫君) 通年の会期制を選択した場合には、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日まで会期になりますから、いわゆる閉会中の期間というのは事実上ないことになりまふ。この百九条の八で、「委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができ。」とありますが、この通年会期を選択した場合、閉会中というのは事実上ないという状況になります。

また一方で、通年会期制の場合も会期自体は存在をいたしますので、継続審査の制度が適用はされはされます。したがって、会期中に結論を得るに至らなかった事件については、継続審査の手続を経た場合には次の会期に継続されることになるということでもございまして。

○木庭健太郎君 最後に、地方自治法の修正部分についてちよつとお伺いしたいんですが、修正案提案者の方に一つお伺いしておきたいのは、今

回、修正協議において、結局残される課題として、その他に、今回いろいろあった中のほかにとのような課題があったか、どのような論点があったかということについて、これは修正案提案者に伺っておきたい。

と申しますのは、私も公明党は、昨年一月に地方議会改革への提言を取りまとめたときに、特にその中で指摘させていただいたのは地方議員の在り方の問題なんです。

公選職である地方議員の役割や責務というのを踏まえて見ると、これでいろいろ変わっていく部分もあるわけですが、そうすると、やっぱりこの地方議員の法的な位置付けというのは極めて曖昧で、やはりそこをきちんと明確にしてあげることで、いろいろな意味での物事を進めていく一番大事な点じゃないかと思ひまして、この地方議員の法的な位置付けの明確化というものは検討することが必要ではないかなという提言をいたしておいたものですから、この点について修正案提出者にお聞きすると同時に、この地方議員の法的な位置付けの明確化という問題について、これについて総務大臣ももし見解があればこれをお伺いして、私は質問を終わりたいと思ひます。

○衆議院議員(稲津久君) お答えいたします。修正案提出者としては、地方自治法に関する課題について、今回の修正協議におきまして取り組んできたものと考えております。ただいまの残される課題としてそのほかにもどのような論点があったのかという御質問でございませうけれども、全国の都道府県議会の議長会から、地方議員の公選職としての位置付けを明確にすることを求めています。この点が論点であるところのように考えております。

今議員からも御指摘がありましたけれども、私も公明党といたしましても、この修正協議の中におきましても、地方議員の役割、責務、これらのことを明確にすることによりまして、今回のこの政務活動費等の意義をはっきりさせるために地方議員の位置付けを法定化すべきと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○国務大臣(川端達夫君) 住民に身近な行政をしっかりと果たすということでの、最近の条項の中で、議員に求められる役割も増大するということが基本的な状況だというふうに思っています。そういう中で、御党からも御提言をいただきました。それから、今お触れいただきましたが、全国都道府県議長会からも、議員の位置付け、その職責、職務について法律で明らかにすべきという意見が出されております。

いろいろな論点としては、公選職と位置付けることで公務の範囲をどう考えるのか、常勤かどうか、特別職かどうか、兼業をどうするか、あるいは議員が会派や議員個人の活動を行うということと政治活動との区別をどうするのか、費用の問題、公務災害の問題、会期外の議員活動についての規制をどうするのか等々、論点はたくさんあります。しかし、今回こういうふうな議会等の在り方を含めて地方自治法の改正も行われました。新たな議会運営の実態がスタートするということがありますので、この実態を踏まえながら引き続きしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 終わります。

○主濱了君 国民の生活が第一の主濱了であります。

早速質問に入りたいと思ひます。

まず、地方議会の通年制について、通年会期についてお伺いをいたします。これにつきましても山崎委員の方からお話が合ったとおりでありますけれども、私も重ねて伺いたいと思ひます。

(委員長退席、理事木庭健太郎君着席)

まず、地方自治を拡大する上でこの度の改正の方向には賛成をするものであると、こういうことでございます。ただ、地方の実情は国と同じではないと、こういうことを御認識をいただきたいと思ひます。国では国会対策や政策立案と政策推進

部門とは分離されております。様々な事情から国会が通年開催しなければならぬ事態になったとしても、これはもう対応可能であるということでございます。一方、地方は議会対策や政策立案あるいは政策推進も同じ議員が行っている。本庁職員で最大二〇％ぐらいが議会対策あるいは政策立案で、残りは政策推進であるというふうに私思っています。見えてきました。議会対応の割合が大きくなれば大きくなるほど政策推進の割合が小さくなっていくと、こういう地方の事情をまず御理解をいただきたいと思ひます。

このように、地方の職員は通常業務をこなしながら議会対応にも当たっていると。首長の議会への出席の対応などの負担が増加すれば円滑な行政運営に支障が出るのではないかと私は懸念をしております。この点、地方制度調査会において地方団体からの意見も含めてどのような議論がなされ、今回の改正案にどう反映したのか、まず総務大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(川端達夫君) 元々地方の身近な行政をより充実させるといふ観点の中で、議会の在り方を、議会のより充実させることは、今委員御指摘のように、理事者側というか執行部側の負担というものとどう調整するのかということは根幹にいろいろあったことは事実でございます。

そういう中で、総務省において当初検討しました通年会期の原案では、長等の議場への出席義務については、長等の議場への出席義務との関係から、定例日の審議及び議案の審議に限定するというふうにさせていたものであります。今回の地方自治法の改正案を調査審議した地方制度調査会におきましては、地方六団体の代表の参画も得て議論が行われる中で、通年会期を導入した場合については、なお執行機関側の負担が過重となるのではないかと懸念や、長等の円滑な行政執行に配慮すべき旨の意見が全国市長会等から表明されました。定例日の審議と議案の審議に限定するというのでもまだ負担が多いという御意見が出しました。

これらの議論を踏まえまして、地方制度調査会においては、長の円滑な職務執行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようになるという意見が取りまとめられました。総務省では、この意見を踏まえて、地方自治法改正案に、議長から出席要求があった場合であっても正当な理由がある場合には届出により出席義務を解除する規定を盛り込んだところでございます。

○主濱了君 国家公務員数について決算委員会でも申し上げました。国家公務員それから地方公務員通じまして、日本の公務員数というのは世界各國、先進国に比べてもう半分以下になっていると、こういう状況でございます。しかも、地方公務員はここ十七年間で四十九万人、一五％も削減されていると、こういう状況であります。ここに関連して、地方公務員の職員数の増員要因の改正ではないかというふうにお伺いしております。地方の時代を支える地方公務員、相当の配慮が必要であるろうと、こういうふうにお伺いしております。

(理事木庭健太郎君退席、委員長着席)

次に、大都市制度についてお伺いをいたします。この件についてはもう木庭先生からお話があったわけですが、まず趣旨について、これは発議者にお伺いしたいんですが、本法案の目的でありますけれども、地域の実情に応じた大都市制度の特別を設けようとするものですから、趣旨には賛成をするものであります。

大都市制度の方向性について、特別区を設置するに当たっては議会の議員の定数あるいは特別区と関係道府県の事務分担などを作成することになっておりますが、方向として、単に地域の実情に応じていけばいいのか、あるいは効率的、効果的行政を目指すものでなければならぬのか、そうでなくともいいのかなど、特別区設置の方向性についてお伺いをいたします。いかがでございませうか。

○衆議院議員(福嶋健一郎君) 福嶋でございます。

す。主濱先生の質問にお答えをいたします。

先ほど来やり取りがございますけれども、この法案自体がそういう意味では大都市地域において特別区を設置するための手続を定めると、いわゆる特別区を設置したいということに対して枠組みを用意するものでございます。したがって、今委員御指摘のように、それは、効果的な行政だとかあるいは効率的なものだとか、そういったものを目指さなければならぬというような一定の価値判断に基づいたものではありません。

しかしながら、その次のステップとして、どのような特別区をつくっていくのか、この具体的な方についてはまさに協議会で協議をされるわけでございますので、今の議員の御指摘の方向性についても、この協議会での協議を通して関係自治体の自主的な判断を最大限尊重したいというふうに考えているところでございます。

○主濱了君 今、効果的、効率的の行政を目指すものではないと、直接それを目的としたものではないと、こういうふうなお話がありました。

第五条で、総務大臣は特別区設置協定書の内容について報告を受けたときは検討し意見を述べるとするものと、こういうふうな規定があります。それから第九条では、特別区の設置は総務大臣がこれを定めることができると、こういうふうな規定があるわけでありまして。

それで、特別区設置に当たって、では、どのような方向の意見を述べればいいのか、あるいはどのような観点からの処分、処分といいますが、特別区の設置を定めること、これ第九条関係ですが、これを期待しているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○衆議院議員(福岡健一郎君) ただいま御質問をいただきました五条と九条についてのお話なんですけれども、先ほど申し上げましたように、まさにその協議会が発足をして地域の実情に応じた議論がなされると思います。

この五条では、総務大臣が意見を述べるものとされておりまして、これは、地域の自主的

な判断をできるだけ尊重するというところでいうと、国の関与を極力小さくするという観点から、法制上の措置等の国の対応、これが不要な事項については、同意や事前協議ではなく大臣が必要ない意見を述べるというのが五条の趣旨でござい

ます。我々としても、特別区は円滑な設置及び運用に資するという観点から、こういう観点での大臣の意見を述べるということについて期待をしたいというふうに思っております。

九条につきましては、これは総務大臣が特別区を設置するということでございまして、こちらの方、円滑に運用できる内容である限り、やはり地方自治体の皆さんが地域の実情に合ったということと議論をさせていただいて、そこから申請した内容に沿って特別区の設置を認めるという観点から処分というのか、特別区を設置をするということが行われることを我々としても期待をしているというところでございます。

○主濱了君 それでは、別の観点からまたお伺いをします。

地方交付税の額についてお伺いをしたいと思います。

平成二十三年年度の東京都の基準財政需要額は一兆八千七百億円余りになっております。それから、同様に、東京都の基準財政収入額の方、これは一兆五千八百億円余りで、二千九百億円の収入不足と、こう計算をされているところであります。それから、特別区の方ですね、特別区の基準財政需要額は一兆四千五百億円余り、それから基準財政収入額は一兆九千五百億円、約それぐらいで、収入が四千九百億円余り上回っていると、こういう状況でございます。

結局、東京都と特別区の交付税額は幾らになりますか。まず、これが第一点です。それから、同様に、平成二十三年の大阪府並びに大阪市、堺市の交付税額はどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

○大臣政務官(稲見哲男君) 現行の東京都と特別

区の普通交付税の算定についてであります。地方交付税法第二十一条、都の特例によりまして、都はその全区域を道府県とみなす、それから特別区につきましてはその二十三区域を一つの市町村としてみなす、こういうことでそれぞれ算定した基準財政需要額及び基準財政収入額を合算をして東京都分として算定することとなっております。

したがって、先ほどおっしゃってございましたように、合算をした平成二十三年年度の基準財政需要額は三兆三千二百四十四億円、これに対して基準財政収入額が三兆五千二百五十一億円となりまして、基準財政収入額が需要額を上回ることから、東京都には普通交付税が交付されないという状況でございます。

また、平成二十三年年度の大阪府、大阪市及び堺市の普通交付税につきましては、それぞれ二千九百三十三億円、五百二十七億円、二百八十八億円でございます。直近の二十四年度ということで参考に申し上げます。直近の二十四年度ということで参考に申し上げます。直近の二十四年度ということで参考に申し上げます。直近の二十四年度ということで参考に申し上げます。

○主濱了君 ありがとうございます。

では、仮に大阪府に特別区を設置した場合、大阪府及び特別区の地方交付税はこれまでの実績と比較して多くなりますか、少なくなりますか、いかがでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) この法律が適用される道府県は法令の適用に際しては都とみなされるといふことでありますので、新たに設置される特別区域は地方自治法上特別区となりますので、今、稲見さんからもお話がありましたように、特段の措置を講じない限り現行の都及び特別区と同じ仕組みが適用されることになります。そういうときには、大阪府として計算した部分に加えて、特別区になった部分を、一つの市として計算した部分を一緒に大阪分として勘定するというようになります。

しかしながら、特別区とこれを包括する道府県の事務負担、税源配分、財政調整については、政府が法制上の措置を講じる必要があるものについてはあらかじめ総務大臣に協議するとされてお

りまして、大阪府等々がどのような方式をされるのかということも含めてこれらの協議も全く当然ながら配分される、議会はどうするかというところで財政基準は当然変わりますので、そういう部分では、現在、具体的な交付税額の算定についてははちょっとしかねるというのが現状でございます。

○主濱了君 現在は算定しかねると、こういうことでございしますが、私はこう考えているんですよ。

大都市制度の特例、こういう一つの制度と地方交付税制度というのは全く別の制度であります。ですから、大都市制度によって設置された特別区等、道府県も含めてですね、特別区等が全国の地方公共団体の交付税に影響を及ぼす可能性なきにしもあらずと、こういうふうにご考えております。

具体的には、特別区を設置したことによって設置以前よりも交付税の算定が多額になって、全国の他の地方公共団体の交付税の額に影響を及ぼさないかと、こういう懸念であります。

今後、今は大阪が想定されておりますけれども、大阪のほかに、愛知であるとか神奈川県であるとかあるいは北海道であるとか、そういったようなところも対象になってくる可能性があります。

全国の地方公共団体の地方交付税の額に大きく影響するのであれば、この大都市制度の特例と地方交付税制度との調整を図っておく必要があるのではないかと考えるわけでありまして。

具体的には、特別区を設置することによって交付税額が増額した場合どうするか、この調整であります。いかがでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) この法律、今御議論いただいている法律の適用対象になるのは人口二百万以上の指定都市又は一つの指定都市及び当該指定都市に隣接する同一の都道府県の区域内の一以上の市町村であるということで、その総人口が二

百万人以上ということでありますので、二百万を超える指定都市は、横浜市三百六十九万人、名古屋市二百二十六万人、大阪市二百六十七万人、札幌市が百九十一万人という状況でありますから、今の状況ではそういうものが適用対象になり得るという仕組みでございますが、これらの団体が特別区を設置すれば、先ほど申し上げた仕組みで、特別区を包括する都道府県が都とみなされる可能性はありますけれども、この場合も含めて、先ほどと同じになりますが、この特別区とこれを包括する道府県が事務負担と税源配分と財政調整について法制上の措置を政府が必要となるようなものについてはあらかじめ協議するというところでありますので、どういう形でこの仕組みをつくられるか、そしてそれを御相談してこういう法律改正していただきたいということを申し込まれるかによって、いろんな状況が考えられるとは思いますが、現時点においては全く想定ができないということでありますので、いろんな課題は、御指摘のようなことも議論の中では出てくる可能性は否定はできないと思いますけれども、現実には、つまり即応した運営がされるということに関して地方交付税制度があるわけですから、そういう部分ではしっかりとした議論を見極めていきたいというふうに思っております。

○主濱了君 蓋を開けてみないと分からないと、こういう回答だというふうに思います。ただ、蓋を開けてみたら、大きくそこで交付税が必要になったと、こういう場合、たつてあるわけでありす。これは、そうすると、限られた交付税の額が全国の地方公共団体に影響を及ぼすと、こういうふうなことも考えられますので、この点、しっかりと御検討をお願いをいたしたいと思ひます。次に、百条調査について、これは修正案提出者の方にお伺いをいたします。

この百条調査につきましては、当該地方公共団体の事務に關して、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求できるというふうにあります。まさに国会の国政調査権に相当するものであるというふうに思ひます。議会の議決に当たつての補助的な権限でもあり、なおかつ執行機関に対する行政監視の役割も果たしている、こういうことでございます。

修正案では、普通地方公共団体の議会が当該地方公共団体の事務に關する調査を行うため関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することが出来る場合を、特に必要がある場合に限ると、こういうふうの規定しております。まずは、なぜでしょうか。

それで、日本はこれから地方中心の時代に向かつていくわけですが、中でも、地方自治の中心であります地方議会、その役割をこれまで以上に發揮していかなければいけないと私は考えております。このように考えますと、この修正というのは逆行するのではないかと、こういうふう

に思ふんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員 福岡健一郎君 この百条委員会につきましては、一般的には百条調査権につきましては、先ほど来質疑ございまして、調査に得られる公益と、それと出頭、証言を要請される者が被る影響を比較考量した上で、公益が上回る場合に行われるべきという、これが一点、二点目が、そういう意味で、出頭を要請する必要性が乏しい場合にまで関係人に対して出頭を要請するという仕組みであると、これは関係人に不当な負担を強いるおそれがあるというところから、必要があると認めるときに限り行われるべきものというところでございます。

この規定が現行でございますので、この「特に必要があると認めるとき」というふうなことを今回明確化をしておるものでございまして、この「特に必要がある」というのは議会が特に必要があると認めたときということで、これは議会の判断に委ねられているということでございます。

ということには当たらないのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○主濱了君 以上で終わります。

○寺田典城君 みんなの党の寺田でございます。よろしくお願ひします。

大都市の特別区設置法案、また地方自治法改正案、この大事な法律が、たかだか三時間の委員会の中で審議してしまおうということなんです。明日が何か問責があるから今日中に通さなきゃならないとかという話、これ、何というんですか、私も国会というのはすごいところだと、率直に恐ろしさも感じています。

それで、まず、この七会派、我が党も入りました、みんなの党も入ったんですが、これももう超特急で今議論されているんですが、まず一番先に、今般の議員立法は大都市制度について検討してきております総務省において想定範囲内であつたのか、その中身についてどのように評価しているか、思いをお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君) 大都市問題が非常に国民的な関心を呼び、政治的にも、いろんな選挙を通じて民意が一定の方向を示されたという状況でございます。そういう意味では、地方制度調査会を含めて大都市制度の問題をしっかりと議論していくテーマとして取り組んできた中であります。極めてスピーディーに、議員、各党、七会派ですが、おまとめをいたしたという、結果したものという意味では国会の機能を果たしているというふうな評価をいたしております。想定していたかどうかというのは御想像にお任せしたいと思ひますが、我々としては、その問題自体は大事な問題だからしっかりと議論をいたした中で、手順に關してこういうおまとめをいたしたことはやはり国会の機能を果たしたというふうには私は思っております。

そういう中で、なお引き続き他の政令指定都市からは、新たな地方自治の在り方について、先ほども少し御議論ありましたけれども、都道府県から独立した形でやるべきではないかというふうな御提起もいただいております。そういう中において、やはり事務分担の在り方、税源配分の在り方あるいは財政調整等々、実際に特別区制度をほかに適用する場合、あるいは新たな地方自治のこういった仕組みをつくったときにしっかりとクリアしなければならぬ論点はたくさんありますので、これを地方制度調査会の審議の状況を踏まえて、その解決方策を含めて様々な観点から議論していくのが我々の責務だというふうに認識をいたしております。

○寺田典城君 総務大臣は、スピーディーな面は評価すると思うが、恐れ入つていようなんです。が、政令都市と都道府県の範囲の権限というのは非常に似通つていますから、事務分担とかいろいろな面では出てくると思ひます。ですから、重複行政とかいろいろな面ではスピードアップしてやっていかなきゃならぬんですが、いずれにしても、今、発議者にも少しお聞きしましたのを、あえて自民党さんと民主党さんにお聞きしたいと思ふんですが、何というんですか、橋下マジックに振り回されているんじゃないかという、それは悪い意味じゃないですよ、能力のある方です。要するに、維新の会というか、それこそ川の流れのように、美空ひばりの歌じゃないんですけれども、止めどなく、何というか、そちらの方に集まっていくと。

我々も、私の間、渡辺代表に言つたんですけれども、みんなの党のアイデンティティーというかポリシーがなくなつてしまふんじゃないかと、私たちは私たちの考えを持たなきゃならぬと、そのようなこともしゃべりました。要するに、自縄自縛のような形で動いたつてこれからの政治というのはやっていけないですよという話もしました。

それで、そういうことで、このまあいっちゃつたら、日本の政治とか政党というのは崩壊してしまふんじゃないかと思ふときがあるんですよ。まあ民主党さんは、何か隣にも分かれてきた人もおりますけど、まあそれはいいですよ。

それで、私みたいな七十二歳になりますと、た
そがれの時です、もう年的には。ただ、政
がたそがれになっちゃった困るので、国民に対
して責任あるの、その辺の思いを逢坂さんと自
民党の、申し訳ないですけど……（発言する者あ
り）松浪健太様にお聞きします。その後、ちよっ
と柿澤先生にもお聞きしなきゃお叱りを受けます
ので、どうかひとつよろしく。

○衆議院議員（逢坂誠二君） 寺田先生、ありがと
うございます。

今回の法案については様々な御意見があること
は私は承知はしておりますが、個人的には私は、
今回、地域で自分たちの自治の形をこうしたいと
いうことを、まあ形は、その形の中身がいい悪い
は別に、自分たちである種構想をして、それ
を選挙民に問いかけて、そしてその選挙をくぐり
抜けてきて、やっぱり我々の地域はこの特別区設
置の方向がみんな確認されたんだというそのプ
ロセス、行為そのものは、今の日本の自治の歴史
の中で余りなかったことじゃないかと思っていま
す。その意味において、私は掛け値なしに、中身
はともかくとしてですよ、そういう自治の形を自
分たちの地域で考えてきたということについては
掛け値なしに評価したいと思っております。

加えて、実は平成二十二年の六月二十二日だっ
たと思いますけれども、政府が地域主権戦略大綱
というものを閣議決定しています。その中で、国
の形については、国と地方がパートナーシップの
関係であることを前提にして、国が一方的に押し
付けてくることなく、地域と国が一緒になって協働し
てつくっていくと閣議決定しているんですね。

だから、今回の法案はそうした考え方に基づい
てやっているということでありまして、寺田先
生が言ったマジックというようなことでは必ずし
もないというふうに私は思っております。

○衆議院議員（松浪健太君） 今回の立法を各党
で、自民党・公明党案が出たり、民主党案が出た
り、なかなかみんなの党案がいち早く国会に提
出をされたという経緯から、ちよっと違和感を覚

えながら先生に御答弁をさせていただくんであり
ますけれども、それにしても、これ、国会からの
上から目線ではなくて、そして地域の要望が初め
てこうして形になったと、戦後の政治過程論から
いえば今回は初めてケースではないかとい
うふうに思います。

今の逢坂議員がおっしゃったように、やはり地
域の民意を、国政でどうだからじゃなくて、本
にそれを正面から受け止めるということを、党派
にかかわらず今回これだけ七会派で受け止められ
たというのは、私はこれからの地方分権において
大きな一歩であるという面は否めないのではない
かと思えます。

以上です。

○衆議院議員（柿澤未途君） みんなの党の柿澤未
途がみんなの党の寺田議員に御答弁をさせていた
だきますけれども、私たちの当初参議院に提出を
した法案は、まさに大阪維新の会との言わば共
作、こういう内容だったと言って過言ではないと
思います。

しかし、政党間の法案それぞれを持ち寄っての
協議の中で、例えば象徴的にいえば大阪府にはな
らないと、こういう内容になったり、いろんな形
であるべき論が聞かれて今回の法案に行き着い
た。そういう意味では、マジックに掛かって言わ
れたとおりに作った、こういうプロセスではない
かということをお願いすることができるとはな
いというふうに思っております。

先ほど逢坂先生からも御答弁がありましたとお
り、本当に、国から地方自治の形をつくって下げ
与えるのではなくて、言わばボトムアップで地域
の側からこうした自治の形を求め、それを実現し
ていくための道筋をつくっていく。私たちの提案
で、この特別区設置後も制度改正について必要な
ことについては国に提案をして実現をする、こう
した条文も盛り込ませていただいたところであり
ますけれども、極めて画期的な法律案を今回大変
迅速にまとめることができたというふうに自負を
いたしております。その点は是非正確に御理解を

いただければと思っております。

○寺田典城君 いや、いずれにしましても、確
かに橋下市長というのはすごい人だと思います。た
だ、私も地方自治経験してきたんですけれども、
同じようなことの行政改革だとかいろんなことを
やっている人はいるんですよ。こういう勢いのあ
る政治集団にやっぱり、何というんですか、なび
くという政党というのは、それこそやはりもう少
し自重しなきゃならぬじゃないかと、こんなに大
きくぶれるということ自体が、私の年代からとい
うか私の経験則から見ても、いささか心配してい
るということだけ申し述べさせていただきたいと思
います。

この法律がどうかというのとはまた後にして、
そういうことで、時間がないので次に移らせてい
ただきます。

百条委員会のことなんです、確かに議会によ
る執行部のチェックということは必要だと思いま
す。ただ、私も百条委員会を経験してきているん
ですが、何というんですか、ねじれ構造の議会の
中である面では嫌がらせ的にですとか意図的なも
のとかいろいろあるあるんですね、まあ人間
の社会と政治の社会ですからそれは分かるんでき
ます。この中で、一つは、特に必要があるという具
体的な状況、どのような状況を考えられるのか、
特に必要があると認めるに限定して規定するとい
うことであるんですが、法案の修正提出者の逢
坂さんと総務省の自治行政局の方からその件を
ちよっとお聞きしたいと思えます。

以上です。

○衆議院議員（逢坂誠二君） 百条調査権につきま
しては、従来から一般的に、証言等により得られ
る公益、それと要請される者が被る影響や負担な
どを総合的に勘案して、公益が上回る場合に行う
べきというふうに解されてきたところでございま
す。もし出頭を要請する必要性が乏しい場合にま
で、関係人に対して出頭を要請できるものとする
と、関係人に不当な負担を強いるおそれがあるこ
とから、関係人の出頭の要請はその必要があると

認めるときに限り行われるべきものであるという
ことでございます。

しかしながら、現行の規定の中には必要がある
と認めるとき等の文言がなく、その趣旨が規定上
明確でないことから、「特に必要があると認める
とき」という文言を追加し、その趣旨を明確にす
るというのが今回の改正でございます。

なお、特に必要があると認めるときに当たるか
当たらないか、その判断は議会に委ねられている
ということでございます。

○政府参考人（久元喜造君） これまでいわゆる百
条調査権、そして関係人の出頭、証言、記録提出
の要件については定められておりませんでした。
今回、議員提案によりまして、特に必要があると
認めるときという要件が加えられることになりま
すが、先ほどの逢坂先生の答弁など、衆参委員会
での審議の状況をきつちりと私も地方自治体に
伝えまして、そしてその趣旨に沿った運用がなさ
れるように努めていくということが私どもの責務
であるというふうに考えております。

○寺田典城君 それこそこの文言ですね、特に必
要があると認めるときに限るということです。こ
れは本当に大事にしたいなと思えます
し、やはりプライバシーというか、個人の侵害に
もなると思う。余り、こういう点では歯止めがで
きて、こういう文言が入ってよかったなと率直に
地方自治を経験した者としては述べさせていた
きたいと思えます。

それでは次に移りますが、非常勤職員に対する
ことなんです、地方公務員二百七十万、三百万
近くいらつしやるんですが、そのうち約五十万人
が臨時職員という非常勤職員であるということ
なんです。その人方は、何というんですか、法
的なそれこそ身分も保障されていないんです。官
製ワーキングプアとか言われるときもあるし、
処遇が極めて悪いんですね。

私は、行政改革をことんやってきた男です
から、ある面では自治労関係とは立場が相当異な
っておったんですが、何というんですか、民間出で

すから、一般的な非常勤職員に対してなぜこんな待遇が悪いのかなという懸念は持ってきていることは事実です。ですから、何回もそのことについては県庁の中でもそういう改善したりするんですが、法律で縛りがあるんです。かなり強い縛りがあるんです。

私の趣味は、どちらかというと公務員部長を呼ぶのが趣味なようでして、前の部長さんは七回も呼んじやって誠に申し訳ない。今回は一回ぐらいで済ませたいと思いますのでね。

非常勤職員については費用弁償を受けることができますという二百三条の二で、あと二と三と書いています。二百四条には、常勤職員は、何というんですか、いろんな手当を支給することができるところが、法律で、地方公共団体について、これ法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給することができないと、こういう縛りが書いてありますね。みんな分かっていると思います。これはそのとおりなんです。

それで、三輪部長さん、一つ、この辺、一定の条件の下で期末手当に相当する給与を支給することは自治法上見て違法であるか適法なのか、その辺どう思っていますか、どうですか。

○政府参考人(三輪和夫君) お答え申し上げます。

御指摘のように、地方自治法上、常勤の職員には給料と手当を、また非常勤の職員につきましては報酬と費用弁償をそれぞれ支給するということがされております。したがって、この規定上、非常勤職員に対する手当の支給は認められていないということでございます。

なお、この関係ではいろんな判例がございます。例えばでございますけれども、平成二十年の東京高裁の判例を一つ御紹介を申し上げますと、この中で、非常勤の職員と常勤の職員の区別に当たって、勤務の内容、態様あるいはその役割、また待遇等の取扱いなどの諸事情を総合的に考慮して常勤の職員に該当するかどうかということを認めることが相当であると、このような趣旨の判示

がなされているところでございます。こういったことにも留意をする必要があるであろうというふうに思っております。

○寺田典城君 どうも済みません。

それで、国家公務員については、何というんですか、予算の範囲内というのか、給与を支給するというの範囲内というんです。そういう点については、人事院の古屋局長さん、簡単に、どう思っているのか、お願いします。

○政府参考人(古屋浩明君) お答えいたします。

一般職国家公務員の非常勤職員のうち、委員、顧問、参与等以外の者の給与、通常の非常勤職員につきましては、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条第二項に基づきまして、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することとされておりまして、期末手当に相当する給与につきましても常勤職員との権衡を考慮して支給することができるということになっております。

○寺田典城君 国の公務員についてはそのようなことで来ていますね、臨時職員について。

それで、非常勤職員に対する手当の支給の是非については、地方公務員と国家公務員との間に違いが生じているということ、今このとおり、お二方の答弁でなっているわけなんです。自治法で一律支給禁止というのか、そういうことも含めて、地方自治法の基本の精神に私は反するんじゃないかと。こういうのは、やはり地方の条例をもって決めることにすればいいんじゃないですかということなんです。その辺を三輪部長さんと総務大臣から、大きい意味でほんと最後に答えてください。

以上です。あと一分しかないんで、ごめんなさい。

○政府参考人(三輪和夫君) お答え申し上げます。

現在の地方自治法上、先ほど申し上げましたように、非常勤職員には報酬及び費用弁償を支給するということをされておりますけれども、この考

え方は、本来、非常勤職員が任期を限って臨時、補助的業務に任用されるという、そういう性格によるものであると、このような考え方で条文が構成をされているというふうに理解をいたしております。

なお、短時間の勤務の場合でありまして、本格的な業務に従事をいたします場合には、手当の支給が可能な任期付きの短時間勤務職員制度というものがございまして、こちらの活用をすることが可能であるということでございます。

○国務大臣(川端達夫君) 臨時・非常勤職員の任用と処遇について、地方公共団体が責任を持って対応していくのが基本でございますけれども、今委員御指摘のように、ある意味では、いわゆる同一価値労働同一賃金処遇みたいな一般の大原則から見ていかかという議論は幅広く提起されていることは事実でございます。この問題の重要性に鑑みて、今後改めて実態の把握を行って、その任用と処遇の在り方について幅広く検討していくこととさせていただきます。どうもありがとうございます。

○寺田典城君 日本共産党の山下芳生です。

まず、大都市地域における特別区設置法案について質問します。

今、大都市問題について様々な議論がされております。私たちは、指定都市など規模が大きな自治体では、その各行政区を自治的な機能を持つ機構にするなど、地域の自治機能の回復と強化が求められていると考えております。したがって、大都市制度の在り方について検討する場合には、地方自治、住民自治を拡充するものでなければならぬと思いますが、川端総務大臣の御認識、いかがでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 大都市制度の在り方についての検討に当たって、委員御指摘のとおり、地方自治、住民自治を拡充する方向で検討することが重要であるというふうに私も思っております。

○山下芳生君 そこで、大都市制度の在り方につ

いては、政令都市市長会の特別自治市構想など、様々な提案がなされております。また、第三十次地方制度調査会でも、新しい大都市制度について審議が行われております。そうした中で、こういう様々な大都市制度の在り方について十分議論を尽くすこともなく、指定都市を解体し特別区を設置するというに限った法案が提出をされました。何でこれに限るのかと。

法案の提案者に伺いますが、今回の法案は、率直に言って、大阪府及び大阪市の要望、つまり橋下徹大阪市長率いる大阪維新の会の要望に沿って作られたものではございませんか。

○衆議院議員(逢坂誠一君) 私も政府・与党の出発点は、平成二十二年六月二十二日の地域主権戦略大綱、閣議決定されたものにございまして。この中には、自治の形については、国が一方向的に押し付けることなく、国と地方がパートナーシップの関係にあることを前提にして、国と地方が協働してつくっていくということが出発点でございまして。すなわち、地域の発意、考え方を大事にしようということでありまして。

そういう中で、現在、大阪都構想も一つですし、中京都でありますとか、特別自治市でありますとか、新潟州構想といったようなものも、いろんな地域からいろんな自治の提案がなされているわけです。私も、それらを受け止める法案を作りたいということで、今回提案のこの市町村を廃止して特別区を設置するというのも一つの内容でありますけれども、その他の自治の仕組みを受け止められるという法案を実は民主党は議員立法で最初に国会に提出をいたしております。その意味におきまして、この大阪都構想も一つの出発点ではありますけれども、このことだけのために少なくとも民主党の議員立法をやったのではないというところは御理解いただきたいと思っております。

その上で、先ほど私は提案理由、趣旨説明で述べさせていたいただきましたけれども、各党と、各党から三つの案が出ておりましたので、それらを突き合わせた結果、この特別区を設置するということ

ころについては共通認識が持たので、そこについては七会派で共同提案をしようということに相なったという次第であります。

少なくとも、民主党の考え方、与党の考え方としては、その他の大阪都構想以外の提案についても、受け止められるようなものについて更に議員立法で国会に提出をしていきたいと、そんな考えでいるところでもあります。

○山下芳生君 いろんな案があるんだけれども、その中で今回は政令市を解体してと、特別区ということなんですが、それを言っているのは大阪府と大阪市しかないんですね。先ほどの質問者の答弁に対しては、それが昨年十一月の大阪におけるダブル選挙の民意として表れたんだと、それにこたえる受皿なんだということの趣旨がありましたけれども、私は、この大阪府を解体し八ないし九つの特別区に再編する構想というのは、昨年のダブル選挙で民意を得たとは言えないというふうに思っております。大阪府をばらばらにする大阪都構想は民意を得たとは言えない、民意とは言えないということでもあります。

それは、少しその選挙戦の経過を振り返る必要があると思うんですが、昨年十一月の大阪府知事、大阪市長選挙、ダブル選挙で、大阪維新の会が、大阪府を人口三十万人程度の複数の特別地区に再編するとした都構想を打ち出したわけですが、これは間違いありません。しかし、それに対して、広範な市民から、大阪府をばらばらにするのか、大阪府をなぜなくすのかという批判が高まりました。

そこで、大阪維新の会は、こういう選挙の法定二号ピラというのを大々的にまきまして、ここには、だまされないでください、大阪維新の会は大阪府をばらばらにはしません、大阪府は潰しません、二十四区二十四色の鮮やかな大阪府に変えますということを大宣伝したわけですね。これを一面に大書きせざるを得なかったわけです。大阪府がばらばらになったら困ると、潰されたら困るという市民がいっぱいいたからですね。これが大阪

のダブル選挙の経緯なんです。

提案者は、こうした選挙戦で示された市民の批判、大阪府をばらばらにしないでくれと、それに對して大阪府はばらばらにしませんと言った大阪維新の会の答え、こういう経過、市民の批判についてどう認識しているんでしょうか。

○衆議院議員(逢坂誠二君) 市民の民意が得られているかどうかについては、それはなかなか難しい判断があるかと思っております。ただし、選挙において、大阪府を何らかの形でこれからある種自分たちの思う自治の形につくり変えていきたいという、そういう大きな方向感を確認されたのではないかなと思っております。

しかしながら、詳細の部分については、多分私自身もこれからなんだろうと思っております。その意味において、今回の法案では、いわゆる大阪都構想なるもの、あるいは特別区を設置するということの是非、評価はこれの中ではしておりません。だから、これからそのことを議論していただくというプロセスをこの法律の中で定めているわけですね。

具体的にはどういうことかという、協議会をつくって協議会の中でその是非を議論いただく、協議会で合意が取れたらそれぞれの議会でもまた御議論をいただく、そして最終的には市民の皆さんの住民投票によってチェックをいただくという付けば更に具体化の段階へ入っていくということでありまして、そのそれぞれのところで民意がチェックされていくものだというふうに私は提案者として理解をいたしております。

○山下芳生君 一番大きな選挙という中で、ばらばらにしないでほしい、ばらばらにしませんということがやり取りされた後、ばらばらにするための法案があたかも民意を土台にしているかのようにして出されようとしているということに私は違和感を感じます。

そこで、東京二十三特別区の場合、長らくの間、形式的にも実態的にもこれは東京都の内部団体とされてきました。戦後の二十三特別区の歴史

というのは、それに対して自治の拡充運動という面があったと思います。一九九八年に地方自治法が改正、二〇〇〇年施行されて特別区が市町村と同様の基礎的な公共団体であると位置付けられました。しかし、その後も東京都と二十三区との間で事務的分担だとか財源の調整などの協議がずっと続いております。二十三区の側はずっと一貫して権限の拡大ということを要求されておりました。

川端総務大臣に伺いますが、この法案によって、現在指定都市である大阪府を解体して特別区を設置した場合、大阪市の権限と財源が大阪府に吸い上げられるということになるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) この法律は、生活圏、経済圏が一体となった大都市地域において特別区を設置するための手続を定めるものでありまして、道府県と特別区の間で事務、税財源の配分等については、特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会において協議され作成される特別区設置協定書に記載されるものというふうに承知をしております。

したがって、道府県と特別区の在り方、今御指摘の部分に関しては、具体的に在り方についてはこの設置協議会における協議を待つ必要がありますが、事務負担とか税源配分及び財政調整のうち法制上措置等を講ずる必要があるものに関しては総務大臣の事前の協議が必要とされておりまして、その段階において適切に判断すべきものと考えております。

○山下芳生君 一般論で言うとなんですけど、実際、東京都の場合どうなっているかといいますと、東京都と二十三区の財政調整では、消防や上下水道など広域的な事務を実施するために特別区の地方税収の四五%が都に行き、特別区に配分されるのが五五%というふうになっております。

現在、大阪府も大阪府もそれぞれ交付団体でありますけれども、特別区制度の下で地方交付税は

これは大阪府に一括して交付されることになるのではないのでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) この法律が適用される道府県においては、法令の適用に関しては都とみなされるということでありまして、新たに設置される特別区は地方自治法上の特別区となりますので、特段の措置を講じない限り、現行の東京都で行っているのと同じ仕組みが適用されます。

この場合は、地方交付税法の第二条によりまして、地方交付税の交付対象は都道府県及び市町村とされておりますので、同法の第二十一条で都及び特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を合算して算定する制度、都区合算制度が適用されますので、都区合算により算定された交付税を新たに特別区を包括する都道府県に一括して交付されるという仕組みになることは御指摘のとおりでございます。なお、ある種の手続法でありまして、特段の措置が講じない限りは現行の制度が適用されるということ御説明申し上げます。

一方、この法律案においては、財政調整などについて政府が法制上の措置を講ずる必要があるものについてはあらかじめ総務大臣と協議することとされておりまして、今後法案が成立して、大阪府等から協議がされるのかどうか、あった場合には大阪府等の考え方を十分に伺って適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○山下芳生君 今あつたように、現在直接大阪府に交付されている交付税が府に一括交付されることになるわけですね。これは私、地方分権の流れに逆行することになるんじゃないかと、そう思います。府と特別区の間での財政調整はもろんなされますけれども、特別区の裁量に委ねられる財源は減らされるということにならざるを得ません。

実際、大阪維新の会が昨年十一月に発表しております大阪都構想推進大綱、これを見ますと、特別自治区の財源について、こうあるんですよ。大阪府に交付される交付税、固定資産税、法人市民税、特別土地保有税等を財源とし、その六割を

特別自治区に配分と、こうありまして、六割を特別自治区に配分ですから、やっぱり四割、大阪市の税収の四割は大阪府が吸い上げるといふことになる、こう明記されております。

かつ、大阪都構想の具体化として、昨年ダブル選挙で、維新の会のマニフェストには巨大開発に集中投資するといふことがずらっと書いてありまして、例えば高速鉄道にわ筋線、関空リニア、淀川左岸線、これは高速道路ですけれども、の延伸など、こういう巨大開発に大阪府、大阪市の財源と権限を、一人の指揮官といふふうに橋下さんはおつしやっていましたけれども、集中して、ここに集中して投資するんだということがもうマニフェストでも書かれてあります。

その一方で、現在、大阪市で進められております大阪市改革プランでは、敬老パスの有料化、保育料の値上げ、市民プールを減らす、男女共同参画センター、これ全部廃止するなど、市民各層に對する私はもう総攻撃だと思ひますけれども、市民サービスを削減する計画が並んでおります。

私は提案者に聞きたいんですが、この法案がこうした市民サービス削減と一体の巨大開発推進のてこにされるということが危惧されると私は思ふんですが、そういうことを考えていませんか。

○衆議院議員(山花郁夫君) 今ちょっと二つの話があったと思ひます。

まず一つは、府の方に吸い上げるから地方分権に逆行しているのではないかとこの話でございしますが、今回のテーマをちよつとその側面を見ると一面そういうところがあるのかもしれない。ただ、他方、特別区を設置をする、そして公選の長を置いて公選の議員を置くようにするといふことでありますので、先ほど委員御指摘の住民自治という観点からはむしろそちらの方が望ましいのではないとも言ひ得るのではないかと我々には思つております。

その上で、中身について巨大開発推進のてこにされる危惧があるという御指摘でございしますが、先ほど来、立法の目的などについて議論がある

る、そしてまたお答え申し上げていふとおり、市のどういふこれから計画をするのかということについて、特定の価値判断をして、例えば行革を推進すべきとか、あるいはこういうことを充実すべきという政策誘導をするといふものではなくて、あくまでも生活圏、経済圏が一体となった大都市地域において特別区を設置するといふ、その具体的な在り方については特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会において協議をされてそこで作成される特別区設置協定書に記載されるという、あくまでも手続を定めるものでございします。

先ほど逢坂衆議院議員からも、その後住民投票がありますというお答えがあつたと思ひます。まさにそういう懸念があるのであれば、まさに大阪の方でそういう議論をしていただいて、そして最終的には住民の方が御判断をいただくということで、国の側がこちらに誘導するといふことではなくて、あくまでもその地域で決めていただくといふ中身の法律でございします。

○山下芳生君 もちろん住民投票が手続上定められようとしておりますので、大阪は私も地元ですから、そういう危惧については大いに大阪の中で議論したいと思ひますが、そういう危惧がある手法をいろいろ提案されている大都市制度について、今回それに限って出したのはなぜかと。先ほど寺田委員から、勢いのある政治勢力になびくのはいかがかといふことがありましたけれども、私はなびかない立場として大いに警鐘を発信していきたいと思ひます。

残りの時間で、地方自治法改定案について伺います。

政務調査費について川端総務大臣に、まず、政務調査費の使途についてはやはり住民の納得と理解が得られるものじゃなければならぬと思ひます。市民オンブズマンが調べただけでも、住民監査請求で勧告まで行われた件数は八十四件、九億四千九百十万円、住民訴訟は七十件を超えており、うち四十七件は判決で支出の一部が違法と認め

定されております。こういう政務調査費の運用の現状について、大臣の認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(川端達夫君) 現行制度では、政務調査費は、議会における会派又は議員に對して、その調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されております。

今回の修正では、議会活動の自由度を高めるために、政務調査費を政務活動費へと位置付けを見直すことによつて調査研究活動以外の議員活動又は会派活動にも充てることができると明確にするといふものと承知しておりますが、今委員御指摘のように、政務調査費については、その運用をめぐつて住民監査請求あるいは訴訟が提起されており、説明責任の徹底及び情報公開による透明性の向上を図っていくことが重要であるといふふうに認識をしております。第二十八次の地方制度調査会の答申においても、住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透明性を高めていくべきであると提言されていたところであり、今回の修正案に、議長に對する使途の透明性の確保に関する努力義務が明記されたことについては、これに資するものと認識をしております。

また、移行に当たっては、政務活動費を充てることができるとする経費の範囲は条例で定めることとされておりますので、各地方自治体において政務活動費の在り方を含め議会の支出について改めて議論が行われることが期待されているといふことで、その動向を注視してまいりたいと思つております。

○山下芳生君 今各地で政務調査費の公開が行われております。八月六日、東京都の政務調査費の領収書の公開が行われました。新聞各紙は、自己物件にも事務所賃料、子供、だましとか、政調費疑問の支出、雑誌購読、議連参加費、領収書黒塗りとか、疑問符付く支出も、新年会はし、人件費は黒塗りなどなど報道されております。

法案は、政務調査費の使途に對する住民の信頼が損なわれているときに、合理的な説明も国民的

な議論もないまま突然衆議院の委員会の四会派修正でその使途を広げたものであります。

提案者の方に伺ひますが、このような現状の下で政務調査費の使途を拡大することに住民の理解と納得が得られると考へておられるんでしょうか。

○衆議院議員(逢坂誠二君) 私の経験も踏まえて若干申し上げますと、地方議会の議員の皆様は様々な活動をしております。当然、その活動にはある一定の経費が掛かるといふことであります。が、その活動の経費に對して、それは一切合財御自身の収入で賄うべきだといふ考へ方もある一方、ある一定のもの、幾ばくかについては公費で賄つてもよいだろうといふ考へ方もあるのだと思つております。今の日本の仕組みの中では、その議員の活動の経費のある一定部分について幾ばくかは公費で賄つていいだろうといふ、そういう自治体の判断があれば賄つてもいいだろうというのが今の仕組みだと思つております。

それで政務調査費といふものがあるんだと思つていますが、その際に大事になるのは、私、二つだと思つていて、一つはやはり透明性の確保、きちんと説明責任ができることだと思ひます。それと、もう一点重要なのは、全国の自治体議員の皆さんの活動というのは随分実態は差があります。大都市の議員の皆さんと小規模自治体の議員も違ひますし、農山漁村と例えば製造業の多いような地域ともまたこれ違ひていると思ひますので、それぞれの地域で議員の活動の内容について議論をみんながして、そうして納得の得られるという公費負担の在り方といふものを模索していくといふことが私は大事だと思つています。

その意味におきまして、今回の法案では、透明性を高めるという手だてをもう一段階加えました。それから、条例で決めるという、地域で議論をいただくといふことも加へさせていた。だいた。そして、国の大きな政務調査費に関する方向感も改めて見直させていた。だいた。という意味で、この法案を出発点にして更に地域で御議論を深めてい

くことが私は大切だと思っております。

○山下芳生君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

質疑の前に委員長に一言申し上げたいと思います。

今日の二法案は、先ほど来からずっと出ておりますように、国の違法確認訴訟制度あるいは通年議会制、百条委員会始め多くの問題点を持っております。また、大都市の特別区設置も、東京都とは異なる問題もあり、相当時間を取って慎重に審議すべきところではありますが、しかし、当委員会では、日切れ法案でもないのにこれを一緒にくたして、しかも趣旨説明から質疑、採決までを僅か三時間半で一気通貫で上げようという、こういうことであります。これでは審議を深めようにも深めようがない。私自身も随分と質問の準備をしたが、結局は大都市法の、大都市問題については全く質問を落とさざるを得ない、こんな格好です。

少なくとも、長年築き上げてきたこの委員会のルールを無視した乱暴なやり方でありますから、二度とこのようなことがないように委員長としてはしっかりと指揮を執っていただきたい、このことをまず申し上げたいと思う。いかがです。

○委員長(草川昭三君) 委員長として一言申し上げます。

本日の委員会につきましては、昨日の理事懇談会におきましても各会派から様々な御指摘がございました。今後、与党におかれましては、国会情勢等を踏まえながら、十分な審査時間を確保した上で日程の提案を行うよう改めて要請をいたします。

委員長といたしましても、各会派の御意見をよく承って、引き続き公正かつ円満な運営に努めてまいりたいと思じます。

○又市征治君 それで、今申し上げたように、大都市問題、質問をいたしませんので、衆議院の提案者側は御都合があれば御退席いただいて結構です。

あります。

そこで、法案に入る前に大臣に二点伺っておきたいと思じます。

二月二十八日の国家公務員の給与臨時特例法のこの場での審議の中で、地方公務員の給与について私の質問に、川端大臣からは、国家公務員と同様の措置を実施するよう要請あるいは強制をすることは考えていない、必要な地方交付税総額を確保していく旨が明言をされたところでありましたけれども、先日、一部マスコミが、財務省は総務省を通じて地方公務員の給与削減を求める方針を決めた、こんなふうな報道をしております。そのような財務省からの要請があったのかどうか、また川端大臣は前年の、つまり二月の答弁を翻されるおつもりがあるのかどうか、守られるのかどうか、この二点、お伺いしておきます。

○国務大臣(川端達夫君) 御指摘のように、総務省から各地方公共団体に對して、今回の国家公務員に係る時限的な給与削減の措置と同様の措置を実施するよう要請することや強制することは考えていない旨の答弁を二月二十八日にいたしましたことは、そのとおりでございます。

なお、御指摘の報道については、財務省は総務省を通じて都道府県などに対して地方公務員の給与削減を求める方針を決めた、と書いてありました。財務省からはそのような事実はないとお答えをいただいております。

地方公務員の給与については、これはかねてから申し上げておりますように、各地方公共団体に對して、それぞれの時点での状況を踏まえ、議会で十分に議論の上、条例で定めていただくものでございまして、各地方公共団体において、引き続き国民、住民の理解と納得が得られるよう情報公開を徹底するなど、自主的な取組を進めながら適切に決定することが肝要であると思っております。給与改定臨時特例法が成立した二月には、総務省から、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に對

応されるよう期待する旨の技術的助言を行ったところであります。

総務省といたしましては、各地方公共団体に對し、今回の国家公務員に係る時限的な給与削減措置と同様の措置を実施するよう要請することや強制することは考えておりません。

○又市征治君 財務省お得意のキャンペーンのやり方なんでしょうけれども、毅然と対応いただきたいと思じます。

そこで、いま一つ、寺田委員からも出ましたように、自治体の非正規職員の処遇問題について伺っておきたいと思じます。

今日いろんな調査が出ていますが、六十万人前後の非正規職員が、自治体の現場、事務職であったり技能職、あるいは保育や教育の現場、清掃や病院、福祉施設など第一線で、低賃金で、不安定な雇用条件の下で住民サービスを担って働いておられます。どうしてこんなことになったか。言うまでもなく、業務は増大をしていくにもかかわらず国や自治体が機械的、硬直的に職員の定数削減を行ったために、正規職員がやむなく非正規に置き換えられてきた、この流れがこういう事態を生み出しているんだらうと思ふんです。

ところが、先ほども公務員部長からも紹介があったけれども、非正規職員というだけで、常勤職員と何ら変わらない仕事をしておられるにもかかわらず、そういう実態を知らない方々から訴訟が起これた、非常勤職員等に一時金のようなものを支払うのは法律違反だ、こういうことで幾つもの自治体がこれを打ち切る、こういうことがあつて、ただでさえ低賃金の非正規労働者の実質賃下げが行われてきている。これはまさに法の不備から起こっている問題と、私はそのように思っています。

私は、官民を問わず、低賃金で劣悪な労働条件でまともに生活ができない、あるいは結婚して子供を持つことができないような官民問わずの非正規労働者の処遇改善ということを当委員会その他いろいろな主張をいたしましたけれども、今

こういう問題が起こっておることに對して、先ほど寺田委員からもありました、常勤職員と同様に働く非常勤職員にこれに準じて手当が支給できるように、また、任用や処遇改善が図られるように法律と条例改正の検討を進めてもらいたい。実態調査やるといったら、すぐ総務省は二年三年掛かってしまふんですよ。そういうことじゃないんで、直ちにこういう実態というものを、もう分かっているわけですから、是非この点の検討を求めたいと思しますが、大臣の見解を求めます。

○国務大臣(川端達夫君) 先ほど来も御議論がございました。臨時・非常勤職員が非常に多くおられるというのはもう事実でございます。そして、御指摘の一時金などの処遇の問題、任用の在り方等々で様々な課題ももう既に指摘をされております。臨時・非常勤職員がその職務に見合った処遇を受けるということは当然必要なことでありますし、これが同時に、効率的かつ良質の公共サービスにつながるものというふうにも認識をいたしております。

この任用と処遇については、各地方公共団体が責任を持つて対処していくというのは基本でございます。そして、任期付きの部分も含めて給付できる仕組みもございますが、総務省としても、この問題は極めて重要であるというふうと考えておりまして、改めて実態の把握も現在行っているところでございます。その任用と処遇の在り方について、幅広く検討を加速させてまいりたいと思っております。

○又市征治君 是非、そのことを実現を早く図っていただくように重ねて要請をしておきたいと思じます。

そこで、自治法改正案であります、地方分権一括法のときに、国の支配が強い機関委任事務を廃止するなど、自治体の分権自治を広げて国の関与を小さくすると、こういうふうに定めたはずであります。

ところが、川端大臣は八月七日の衆議院総務委員会、二百五十一条の七の訴訟条項新設につい

て、その中で、懸念が現実のものになったからこれを新設するんだと、それは東京都国立市と福島県矢祭町の例だというふうにお答えになっておられる。大臣の発言は、私は、この二つの自治体が住基ネットに接続をしなかった、すなわち地方分権一括法に基づいた行為を行ったことに対してむしろ攻撃をなさっているのではないのか、大変問題だ、こう言わざるを得ません。

実は、この背景には、国立ではマンシヨン訴訟、矢祭町では平成の大合併を拒否をしたという、これらもいずれも分権自治の象徴のような独自の行動がありました。この二つをおっしゃる、攻撃をなさるといふのは、国の意に従わない自治体は許さないぞという、まさに中央集権の発想じゃないんですか、こう問わざるを得ません。

そこで、大臣は、この国立市や矢祭町の取ってきた住基ネット以外のこの分権の政策というものについてはどのように評価なさっているのか、一言お聞きしておきたいと思えます。

○国務大臣(川端達夫君) 今回の部分は、いわゆる国による違法確認訴訟制度の創設というのは、国等が地方自治体に対しては正の要求を行ったときに、これに対して応じた措置を講じていただけない、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もないときに、国がその地方自治体の不作為の違法を確認する訴えを法律、裁判で答えを出してくださいということをする手続でございます。

これは、国と地方自治体の間で法律の解釈の相違がある場合に司法手続によりその解消を図ることを目的としておりまして、先般の衆議院の総務委員会では違法確認制度の創設の契機となった事態の事例として国立市及び福島県の矢祭町に対する住基ネットに関する是正の要求の事例を挙げたものでございまして、今御指摘のマンシヨン建設をめぐる訴訟、あるいは合併しないという宣言というふうなものは、今回の改正による国の違法確認訴訟制度創設とは全く関係のないものでございまして、これらの政策、施策自体はそれぞれの自治体において判断されているところでございます。

て、その是非についてはそれぞれの自治体の議会や住民が評価すべきものでありまして、総務省として特段コメントすることの立場ではございません。

○又市征治君 是非ともそうあつていただきたいと思います。

個別の自治体というのは、やっぱりそれは何とんでもない力が弱いわけで、それでも自治体が国の意向と違う政策をあえて取るというときは、それなりの事情、地域事情あるいは相当な決意を持つてなされているのでありますから、国が是正要求したのに自治体が応じないとか、あるいは国地方係争処理委員会に審査請求をしないのはけしからぬというのは、これは国側の論理であつて、そうあつてはならない、私はそのように思います。

実は、分権一括法のとき、国からの訴訟案項も入れるということについて、この案も検討されたけれども、これは当時の自治省自身が要らないとして提案をしなかったものだったわけですが、どうも今回生き返ってきた、こういう感じがしてなりません。国にも訴訟の権利をよこせというのは、形では何か平等のように見えますけれども、強い者の論理であつて、決してこれは平等とは言えない、このように私は思います。

是正要求に応じないことも、あるいは審査請求しないことも自治体の抵抗権として担保した上で、相互理解を深めるやっぱり協議こそが大事なんでしょう、こう思うんです。それを司法の力を借りて封じ込めようという、このような改正案というのには、私は、分権一括法で定めた抑制の体系をひっくり返して、先ほども申し上げましたが、中央集権的支配に逆行する行為にはならないのか、このように思いますが、この点について改めてお伺いをいたします。

○国務大臣(川端達夫君) この制度をつくったら、何でもかんでもすぐ訴訟するという趣旨では当然ございません。協議をし、丁寧に、しっかりと地方の自治を守りながらやっていくというのは、基本はこれは全く変わるものではございません。

ただ、法律に基づいて、行政が当然服すべき法適合性の原則の観点から申し上げたときに、そのことでは是正の要求を国等が行ったときに、これに応じた措置をとっていただかず、また国地方の係争処理委員会の審査の申出もないときに、現行制度上は国は審査の申出や訴えの提起を行うことができないということでありまして、これは国と地方間の法律解釈のそこという問題がいつまでもたつても解決しないという状況が継続することになりますので、これは見過ごすわけにはいかないというところでございまして、国と地方が対等の立場で議論する地域主権改革、地方分権改革の理念に逆行するものでは全くないというふうに思っております。

○又市征治君 若干擦れ違いがあるように思うんですが、私は、そもそも国の意に従わない自治体があつてもやむを得ないというのが基本的には分権自治の考え方、姿なんだろうと思うんですが、基本的には、そういう立場で物を、これを考えていくべきではないか、そういう意味で先ほどから申し上げているわけでありまして、圧倒的な力を持つ国と力の弱い自治体のバランスというのは、逆に言えば、そういう意味で、これに訴訟でもつて国が応じていくという姿であつてはならないんじゃないか、だからこそ話し合いが大事だと、こう申し上げました。

そこで、実は、当面、国の訴訟条項新設で懸念される事案があります。それは、言わずもがな、米軍基地のための辺野古の海面埋立て問題であります。御承知のとおり、地元は猛反対をされています。権限は知事にあるわけでありまして、国はこの法改正で県に圧力を掛け、埋立てを強制するつもりではないのか、こういう懸念が現地でも広がっているというふうに聞いております。

沖縄は今、国家権力と住民の生活が真っ向から対立している、こういう状況にあるわけでありますが、じゃ、先ほどからおっしゃる点でいうならば、大臣は、そのようなことは沖縄ではないし、

言っていたのだと思いますが、

○国務大臣(川端達夫君) 繰り返しになるかもしれませんが、この制度は、地方自治体が国からの部分の是正の要求等に応じた措置を講じず、かつ審査の申出も行わない事態が生じたときに、国等の側から違法確認訴訟を提起することができるということにしたものでございまして、これは、既に行われた国の関与に関する国と地方自治体の間の法律解釈のそこを解消するための中立公正な司法手続を整備するものでございます。したがって、この訴訟制度は、国の関与を殊更に強めたり、地方自治体や住民の権限を制限したりするために創設するものではございません。

なお、御指摘の公有水面埋立ての件について、今回の制度改正を検討するに当たって特段考慮した事実は全くないと思えます。

○又市征治君 いずれにいたしましても、今、本当は時間があればもっと具体的に突っ込みたいんですが、時間もありませんからこれ以上やりませんが、この条項そのものでいうならば、住民の抵抗権を狭めるような地方自治法の改正というのはいやるべきではない。もう二十年ぐらい前に自治省が検討したものを、そのときは取り下げたものを、何でもここで生き返ってくるのかということだけは、これは申し上げておかなきゃならぬ、こんなふうに思います。

その点を申し上げて、全く時間が足りずに、大都市問題は、先ほど冒頭申し上げましたが、特別区設置問題については論議ができませんでしたが、討論で反対意見を述べることにしたいと思えます。

以上で終わります。

○行田邦子君 みどりの風の行田邦子です。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、特別区設置法案について伺います。民主党の法案提出者に伺います。

第三十次地方制度調査会は、大都市制度の在り方などその他について内閣総理大臣からの諮問を受けて、平成二十三年に発足いたしました。そして、今年の二月からは、専門の小委員会を設けて、大都市制度、また基礎自治体の在り方について今議論が行われているところであります。

こうした政府の中において検討が進んでいる状況であるにもかかわらず、なぜ今回の法案は議員立法となったのか、お教えいただけますでしょうか。

○衆議院議員(逢坂誠二君) この質問は先ほど来何度か出されておりますけれども、実は地方制度調査会で議論している大都市の在り方と今回のこの法案というのは、ぶつかるといえるか対立するものではないということをまず御理解いただきたいと思ひます。

地方制度調査会では、大都市の在り方、大都市制度とはどういうものであるべきかということを中心として議論をしております。今回の法案は、ある種その大都市なるものを、新たな大都市制度を実現するための手だてであるかということと規定しているわけでありまして、この点、まず明確に違っているところを一つ御理解いただきたい。

それで、なぜ今回こんなことをしたのかといふと、これまでどちらかといえば、どちらかといえばです、国の方で自治の在り方を決めて、地方の皆さんの側にこんな自治の形がいいんじゃないですかということを提示して、それを地方が受け入れるということがどちらかといえば比較的多かったわけでありまして、でも、私も、少なくとも私は、自治の形というのは国の方で一方的に決めて押し付けるんじゃないか、私たちの地域はこうありたい、こう願いたいと思うところがある、自治としては出発点だと思ふところですね。その地方で自治の議論をやったって活性化させていくということが今非常に重要だと思つています。ただし、何の実現も手だてもないのに自治の議

論を活発化させてくださいと言つても、これはなかなか進まないんです。だから、ある種実現の手だてのプロセスは明示をする、それは法律で議員立法としてしっかりとやらうと、そして地域で自身の議論も十分やってください。ただし、国の地制調の議論と地域の議論が全く相対立するのではなくて、場合によっては地制調の中に地方の皆さんも行って意見を述べて、国の議論をある種補強する、補完する、あるいは地方の側も、地制調の議論を眺めながら、こんな考え方もあるんだといつて自分たちの議論もまた強化をしていく。

そういうことで、両方が同じゴールへ向かつて進んでいくというように念頭に置いておられますので、相対立するということと今回の法律を出しているのではなくて、国においても地方においても両方が協働して自治の議論を深めていくと、そういう考え方であるということとを御理解いただければと思ひます。

○行田邦子君 それでは、確認ですが、法案提出者としては、今回の立法の根拠にある考え方としては、地域の実情を熟知した自治体が多様な自治制度の選択肢の中からそれぞれの地域に応じた自治制度を選べるといったことを推進していく、また、自治体の発案による新しい自治制度づくりを推進するということが根拠に考え方としてあると理解してよろしいでしょうか。

○衆議院議員(山花郁夫君) 今、逢坂提出者の方からもお話がありましたし、行田委員も御案内のことかと思ひますが、政令指定市市長会が特別自治市の創設ということを提案をいたしておりました。先日、横浜市は二十四年六月に横浜特別自治市大綱案というのを公表しております。あと、愛知県と名古屋市の政策企画立案部門の一体化や水道事業の統合などを目指す中京圏構想であるとか、あるいは新潟県と新潟市を一体とすることを目指す新潟市構想などが提案をされているところでございます。こういった地域の自治の在り方について自ら提案をしていくということについてそれを受ける形でやっていくということ

味で、委員御指摘の方向性についてはそういう御理解でよろしいかと思ひます。あと、先ほど、今回の要するに案二一三があるのは大阪、たけじゃないかという議論もございましたが、少し例えとして適切かどうか分かりませんが、今、今回の話というのは特別区を設置するという話でございます。既存の制度で参考にできる東京都の制度があります。

適切かどうか分かりませんが、車に例えて言つと、例えば基本的な設計図があつて、その中で例えば車体の鑄型を自分たちで作らせてくれという話であれば、これは制度設計は割とやりやすい、ただ、エンジンを入れたいとかシャフトを替えたいとかそういう話になると、ちよつと協議をしてくださいと、こういう話ですけれども。

ほかの今提案をされている自治の在り方については言わば新車を作りたいみたいな話ですので、そこについての手続をどうするかということについては各党でも協議をしてみたいと思ひますけれども、今日の今の時点では、その部分については合意を得ることができません。今回合意できた部分については、この大都市地域における特別区の設置に関する法律案ということで提示をしていくところでございます。

今後、そういった自治の在り方についての提案ということとはしっかりと受け止めて、対応できることについてはやってまいりたいと思ひております。

○行田邦子君 そうしますと、法案提出者としては、これからは各地域、自治体からの求めに応じてどうか、発案に積極的にそれを受け止めて対応していくことかと思ひます。

それでは、大臣にも伺いたいと思ひます。今、法案提出者からそのようなお話がありましたけれども、政府としても、今後、例えば指定都市市長会から出されている特別自治市の構想、あるいは中京圏構想とか新潟市構想とか様々なものが出てくるでしょうけれども、それについて、政府としても受け止めて積極的に対応していくとい

うスタンスでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 大都市制度の在り方については、委員御指摘のとおり、横浜市を含む指定都市市長会からですか、の特別自治市構想、あるいは中京圏構想、新潟市構想などいろいろ出ておりますが、それぞれ各地が抱える問題を解決する形としての在り方としての御提言だということに受け止めておりますが、三十次の地方制度調査会においては大都市制度の在り方を今審議をしていただいております。大都市の見直しに係る今後検討すべき論点を取りまとめたいただきます。

現行制度見直しだけではなくて、新たな大都市制度についてもこの論点に基づいて、特別区制度、指定都市制度、中核市・特別市制度、大都市制度の在り方の再検討等々を含めて議論を進めていただくとのことになっておまして、それぞれ大都市を取り巻く状況あるいは課題は様々であります。二重行政の問題、事務権限、税財源の在り方など共通する課題も存在しております。この大都市を取り巻く状況、その対応策について幅広く検討を地方制度調査会において進めていただいて、この審議状況を踏まえて検討を我々としても進めてまいりたいと思つております。

○行田邦子君 それぞれの自治体からの発案を重視するということも結構かと思ひます。また地方制度調査会の意見を聞くといったこともよろしいかと思ひます。

けれども、大臣に改めてお聞きしたいんですけども、政権として目指すべき国と地方の在り方、国の在り方といったものが示されているかと思ひます。それは多様性のある基礎自治体を重視する地域主権国家といったことを将来的に目指していくということをやつたてているかと思ひますが、その目指すべき国の在り方に行く過程の中で、今のこの特別区設置法案とか、あるいはこれから出てくる特別自治市などの自治制度がどのような位置付けになつていくのか、そこら辺をお聞かせいただきたいんですけども。

○国務大臣(川端達夫君) 御指摘の地方自治の在り方は、国のいわゆる根幹にかかわる重要な部分を構成しております。これは極めて大事な制度であるというのにもう基本の認識でございます。

そういう中で、今後の地方自治制度については、一つは、やはり身近な行政は地方の自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにできるだけしていくこと、それからもう一つは、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすること、この二つが大きな柱だというふうに我々はずっと考えて、民主党においてもそういう議論の中でまとめてまいりました。

すなわち、地方公共団体の組織及び運営や住民自治の仕組みについて、基本的な事項はいわゆる憲法第九十二条により地方自治の本旨に基づき定められるべきものでありますので、法律によって定められる基本的事項の枠組みの中で可能な限り選択肢を用意して、地域住民が選択できるような姿を目指してまいりたいと。

そういう中で今回の大都市制度の今御議論いただいている法律も、先ほど逢坂委員からお話ありましたけれども、いろんな手順の中で、住民が自治として行っていくときの選択肢として、今ある制度の中で新たに自分たちがやろうというときの手順を示したものであります。大きな基本方針の中に沿った話として位置付けられているというふうに認識をいたしております。

○行田邦子君 自治制度の議論は国の形の議論そのものであると考えております。是非、自治体の意見を取り入れるということはもちろん結構ではありますけれども、中央政府としても国の形のブランドデザインをしつかりと示していたいただきたいというふうにお願いをいたします。

それでは、ちょっと飛ばしまして、自治体の臨時・非常勤職員問題について伺います。お手元の資料、お配りしております①、一枚目を御覧いただけますかと思います。

平成二十年の総務省の調査によりますと、地方

公務員の臨時・非常勤職員が約五十万人全国にいたるという結果になっております。その人数に驚くばかりではありません。例えば特別職非常勤職員、これは元々は審議会の委員とか選挙の立会人といった労働性の低い職務について充てられている者であります。こうした特別職の非常勤職員という任用で、例えば一般の事務職員であつたりとかあるいは保育士などとして働いている方がいらつしやる。それからまた、一般職の非常勤職員といいながら、結局常勤的に働いている方も結構多いというふうに聞きます。それから、臨時的な任用職員ですけれども、元々、育児休業などの短期の欠員を想定していたにもかかわらず、臨時的任用職員ということで恒常的に働いている方もいらつしやるというふうに聞いております。

この調査結果を見て、総務大臣としての御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君) 臨時・非常勤職員について、その職務、勤務形態について極めて多様なものになっておりますが、その任用根拠については、それぞれの職務内容等に応じて各地方公共団体が適切に定めるべきものであるというのはいくらも当たり前のことなんでしょうけれども。

御指摘のように、実態がどうなのかということについて、いろいろとしっかりと検証していただかなければいけないということの実態でございまして、二十一年四月に任用の在り方等に関する通知を出しまして、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員というのはいずれもこの趣旨の人ですということと、間違つても、例えば臨時的任用職員というのは任用可能な場合や任期に係る要件が地公法第二十二條に明確に定められているところであつて、任用に当たつてはこうした制度上の要件を再度確認し、特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことによって事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させることは避けるべきである等々、何か本来の趣旨と違う形で運用上やることは良くないという趣旨で通知を出させていた、いただきました。

切な運用をしつかり図っていただきたいというところが我々の基本的な立場でございまして。

○行田邦子君 制度の趣旨とそれから自治体での現場のニーズといったものが余りにも大きく懸け離れているかと思ひます。

なぜこういうことになったのかといいますと、二〇〇六骨太方針で地方公務員の定数が純減ということが求められました。けれども、一方、同じ時期に、地方分権が進む中で、地方自治体での仕事というのはこれはもう確実に増えているというふうに思っております。こうした中で、常勤の定数では賄い切れない業務が増えて、また業務自体も多様化しているということになっていて、それを補うのが結局は非正規職員であつたというのが実態だというふうに思っております。

そこで、今日、消費者庁にお越しいただいておりますけれども、最近の傾向として、専門職ほど非正規公務員の採用が増えていると、任用が増えているというふうに聞いています。消費生活相談員がその一つの例かと思ひますけれども、消費者行政を担当する立場で、この問題意識、またその対応についてお聞かせただけですすでしょうか。

○政府参考人(草桶左信君) 非常勤として働く消費生活相談員のいわゆる雇止めは重要な課題でございまして。

消費生活相談には、専門的な知識、それから実務経験の積み重ねによりまして得られる技能が求められます。こうした専門性への配慮がなされず、消費生活相談員の経験という貴重な財産が生かされていない状況も見られるところでございまして。

いわゆるこの雇い止めの問題につきましては、本年七月三十一日に松原内閣府特命担当大臣から自治体に向けて発出したメッセージにおきまして、総務省との間で二つの点、すなわち第一に、実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、第二に、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果としての同一者の再度任用を排除されないことについて認識を共有

していることを明らかにしたところでございまして。

消費者庁としましては、引き続き総務省と協力しながら、消費生活相談員がその専門性に配慮した任用と処遇を受けられますよう、自治体に対して働きかけを行つてまいりたいというふうに考えております。

○行田邦子君 消費生活相談員の仕事というのは、実務経験の積み重ねが物を言う職務だというふうに思っております。また、実際に、業務の実態として恒常的な業務が非常に多いと。本来は常勤職員が担うべき役割であるにもかかわらず、定数が足りないということで、今大体、お手元の資料の二枚目ですけれども、七割ぐらいが非正規公務員によつて担われているということになっております。

私自身の考えとしては、やはりこれ、制度自体を抜本的に見直すべきだろうというふうに考えております。例えば一つは、本当に、常勤の非正規職員については、これは非正規職員じゃなくて正規職員として、期間の定めのない短時間勤務ということをして制度として認めるべきではないかなというところも考えております。その点、総務省、いかがでしょうか。

○大臣政務官(稲見哲男君) 今、消費者庁からありましたように、六月二十八日、消費者庁の方から雇い止め等につきまして総務省への問合せがあり、七月十二日に問題意識を共有をしているところでございまして。

そういう中で、先ほどありましたように、消費生活相談員につきましては、全体で三千四百六十六名の相談員の方がおられる中で、定数内常勤が八十四名、二・七％、定数外非常勤が二千四百二十名、さらにには法人委託や個人委託と、こういう現状になっておまして、今委員の指摘のとおりでございまして。その後、先ほど消費者庁からありましたように、大臣の指針策定に当たつてということ、これは消費者委員会からの建議を受けて、そういうことも消費者庁として取り扱われていると

ところであります。

したがいまして、この地方公共団体の業務は多種多様でありまして、提供される行政サービスの質に影響のないように工夫をいたさなければならず、総務省としても、地方公共団体に対して、引き続き臨時・非常勤職員の任用や処遇の適正な在り方について必要な助言を行ってまいりたいと、こういうふうに通じております。

○行田邦子君 臨時・非常勤職員の問題、この制度自体、私は実態に合わせて抜本的に見直すべきだというふうに通じておりますけれども、それには時間が掛かると通じます。

一方で、法律を改正することによってすぐできる対応として、先ほど来から、みんなの党さんそれから社民党さんからも御意見がありましたけれども、時間外労働に対して、あるいは期末の手当など、手当を自治体の判断で支給ができるような法改正といったことを私自身は御提案したいと思っております、いかがお考えでしょうか。

○大臣政務官(稲見哲男君) 先ほど大臣からも、今申し上げた、自治体に対する努力を求めていくということに加えて、この問題の重要性に鑑み、今後改めて実態の把握を行い、その任用と処遇の在り方について幅広く検討していくことしたいと、こういうふうに通じて大臣からお答えをいただきました。

付け加えますと、この問題につきまして、民主党の政策調査会役員会では、今委員御指摘のいわゆる手当問題については、自治法の改正について、この方向について確認をいたしております。また、衆議院の総務委員会の理事会におきましても、与党がこの問題改善に向けて努力をすべきだという野党の理事さんからの御指摘もいたしております。

今後、政府・与党の中で、今御指摘の問題解決に向けて、私としても努力をしてまいりたいというふうに通じております。

○行田邦子君 今回の自治法の改正には盛り込まれませんでしたけれども、政府・与党だけではな

く、野党の中にもこの点については意見が一致している議員がおりますので、協力態勢で私自身も後押しをしていきたいと思っております。

○委員長(草川昭三君) 他に御発言もないようです。それから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、地方自治法改正案、大都市地域における特別区設置法案に対する反対討論を行います。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案についてであります。

専決処分についての見直し、条例公布義務の明確化、議長による臨時会の招集権付与などは、この間、一部の自治体の長によって行われた議会無視の横暴な行政運営を防ぐもので、当然です。また、解職、解散の直接請求に必要な署名数要件を有権者数の規模に応じて緩和することは、住民の意思をより反映し、住民自治の拡充につながるものであります。

しかし、国等による違法確認訴訟制度の創設は、地方分権一括法によって盛り込まれた地方自治体への権力的関与と一体のものであり、容認できません。機関委任事務が廃止された際新たに持ち込まれたのが国の関与の法定化であり、自治事務に対しても是正の要求という権力的関与の規定が加えられたのであります。我が党はその削除を求めてきましたが、違法確認訴訟制度はこれを補完するものであり、反対であります。

また、長等の議会への出席義務を議長への届出によって解除できるとする規定は問題であります。長等が公務出張などを理由に出席しなくてもよいと法定することは、議会軽視であり、行政のチェック機能としての議会の役割を後退させることとなります。議長に対して、長等の議会出席への配慮義務を課すことは論外であります。

さらに、陳情の文言を法文から除いたことも重大であります。憲法十六条が主権者である国民に保障する請願権を後退させかねない問題であります。

加えて、百条委員会に係る関係者の出頭、証言、記録提出について特に必要と認めるときに限るなどと制限を加えることは、百条委員会の調査権限を大幅にゆがめ、不正疑惑の真相を究明する役割を後退させる重大な改悪であります。

また、政務調査費の使途への批判がある中で、国民的な議論のないまま使途を広げることが国民の理解を得られません。政務調査費をめぐる一番の課題は、使途の全面公開を徹底し、住民の信頼を得ることです。

次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律案についてであります。

法案は、現行の地方自治法が東京に限って適用している特別区制度を東京以外の道府県にも認めることとし、その手続を定めようとするものであります。

提案者の答弁でも明らかのように、この法案は、橋下大阪維新の会の要望に沿って作られたものであり、大阪都構想を実現するためのものです。大阪都構想は、特別区制度を使って指定都市である大阪市を解体し、これを府と特別区に再編するものであります。これは、大阪府に大阪市の権限と財源を集中させることにほかなりません。しかし、昨年の大阪ダブル選挙における経緯を見ても、大阪府を解体し、ばらばらにすることは、民意に反するものであります。

大阪都構想推進大綱では、大阪市の税収の四割を府に吸い上げることになっております。しかも、昨年の大阪ダブル選挙での大阪維新の会のマニフェストは、高速鉄道などにわ筋線や閑空りニア、淀川左岸線延伸など、巨大開発のために権限と財源を活用し、集中投資するとしております。その一方で、橋下市長の大阪改革プランは、敬老パスの有料化、保育料の値上げなど、市民サービスを大幅に削減する計画を進めるものとなっております。

巨大開発に集中投資し、市民のサービスを削減する、これが大阪都構想の核心であります。

大阪の発展を言うのであれば、破壊した巨大開発優先の政治を根本から転換し、府民の暮らし、福祉を立て直すことが求められているのであります。

地方分権の流れは、権限と財源をできる限り基礎自治体に移譲し、国と都道府県がこれを補完していくというものであります。大阪都構想は、その流れにも逆行することも指摘していくものであります。

こうした大阪都構想を実現するための本法案には断固反対であります。

最後に、このような重大な内容を持つ二つの法案を一括して本日の委員会で一気通貫、わずか三時間の審議で通そうとする運営は、本委員会に課せられた法案の充実した審議という任務に照らして看過できないことを表明して、討論を終わります。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、議題となりました二法案に反対の立場から討論を行います。

地方自治法改正案では、まず第一に、自治体が政府の是正要求等に応じず、国地方係争処理委員会に審査請求もしない場合、政府が違法確認の訴訟を起こせるという案については、かつて分権一括法の際、国自身が不必要いとして提案しなかったものです。

そもそも、自治体が国の強大な権限と圧力に抵抗してまでは是正要求等に応じないと判断する行為は、それ自体がまさに分権自治の本旨に基づく行為であります。したがって、自治体の抵抗権として全面的に保障されるべきであり、この国の訴訟条項の新設はすべきではありません。

第二に、百条委員会調査について、関係人の出頭や調査などの要件を厳しくすることは、議会の監視機能を抑制するもので、反対であります。

第三に、以前から検討されてきて、今回、改正案に入れるべき地方税について、条例制定の直接

請求に加えるべきこと、及び大規模な公の施設についての住民投票制度の導入について見送られたことは遺憾です。

これらの観点から、この法案には反対いたします。

次に、大都市地域における特別区の設置に関する法案についてです。

これは、有力な区割り試案で数えると、現大阪市民二百六十六万人始め九市の合計五百六十万の市民が、今ある市民権を奪われて、府の特別区民に格下げされる可能性のある法案です。また、名古屋圏、横浜圏など、全国の八つの大都市圏にもすぐ適用される問題です。したがって、地域の違い、市民の自治権を尊重しながら、国会としても複雑多岐な問題を詳細かつ丁寧に議論を尽くし、共通な部分について法制化をすべきものと考えます。

したがって、継続審議とすべきところ、ほとんど論議する時間もないまま今日採決することは、極めて遺憾であります。

この法案は、国の東京一極集中政策により、企業本社や人口の流出など、経済社会活動が衰退し、活気を失い、不満が募っている大阪府民、市民の現状打破の要求が背景にあると思います。しかし、市民の声を都市の制度づくりに反映させるには構成が余りにも未成熟で、今後の市民的検討に堪えられないのではないでしようか。

それは、第一に、法案の骨格を成す特別区設置協議会は、首長自身が就任するのも含め、その任命したメンバーのみで構成し、最後に会の結論のみを市民にイエス、ノーで問うという形式です。つまり、肝心な設置協議の段階での市民の参加の規定がありません。

第二に、今ある市を解体して代わりにつくられる特別区は、東京に倣えば、市が持っている権限と税収のうち、都市計画や固定資産税などの主要部分を府に吸い上げられ、不完全な自治体になり下がります。ある有力な区割り案では、特別区に変えられる地区は、現大阪市、堺市ばかりか東大

阪市など九市を含むもので、市民権を縮小される住民は五百六十万人に上ります。合併とは質の違う自治権の後退であります。

第三に、強大な権限と税収をこれらの九市の区域から吸い上げた府は何をするのか。それを各特別区に渡して、きめ細かな失業対策、住宅、社会福祉など、市民生活の安定を図るよりは、誰にも、つまり特別区に邪魔されず、大規模開発に投下し、巨大大都市化に走るのは容易に予想されます。これでは、大阪の市民生活の復権は約束されません。

大阪府民、市民の願いを生かすためには、もっと市民参加で討議を重ねて、市民の意思が生活再建と都市づくりにきちっと反映される法律へと組み直すべきだということを申し上げ、この法案にも反対であることを申し上げ、討論いたします。

○委員長(草川昭三君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(草川昭三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、片山さつき君から発言を求められておりますので、これを許します。片山さつき君。

○片山さつき君 私は、ただいま可決されました地方自治法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、国民の生活が第一、みんなの党及びみどりの風の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項につい

てその実現に努めるべきである。

一、本法による改正事項には地方側から意見が寄せられたものも多いことを踏まえ、改正内容の周知と適切な助言に努めるとともに、適宜その運用状況を把握し、必要に応じ、制度の見直し等適切な対応を図ること。

二、いわゆる百条調査権は、議会に付与された極めて強力な権限であることから、その運用状況について必要な調査を行い、その状況を踏まえ、百条調査権の在り方について総合的な検討を行うこと。

三、政務調査費制度の見直しについては、議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと。

四、通年会期制を導入することによって長等の執行機関や職員の間滑な事務処理に支障を及ぼすことを防ぐため、通年会期制を選択する地方公共団体において、本会議や委員会の開催等により執行機関や職員に過度の負担が生じることのないよう議会運営に十分配慮することについて、周知徹底を図ること。

五、第三十次地方制度調査会の地方自治法改正案に関する意見を踏まえ本法による改正から除外された、地方税等に関する事項の条例制定・改廃請求の対象化及び大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の導入について検討を行う場合には、同意見に示された考え方を踏まえるとともに、国と地方の協議の場等を通じて地方側と十分な協議を行うこと。

六、地方議会の議員に求められる役割及び在り方等を踏まえ、その位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(草川昭三君) ただいま片山さつき君から提出をされました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(草川昭三君) 多数と認めます。よって、片山さつき君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、川端総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川端総務大臣。

○国務大臣(川端達夫君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(草川昭三君) 次に、大都市地域における特別区の設置に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(草川昭三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。ありがとうございます。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(草川昭三君) 御異議ないものと認め、本日はこれにて散会をいたします。

午後零時二十九分散会

八月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大都市地域における特別区の設置に関する法律案(衆)

一、地方自治法の一部を改正する法律案

大都市地域における特別区の設置に関する法律

大都市地域における特別区の設置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「関係市町村」とは、人口(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。)二百万以上の指定都市(同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村(当該市町村が指定都市である場合にあつては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。)であつて、その総人口が二百万以上のものをいう。

2 この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいう。

3 この法律(第十二条及び第十三条を除く。)において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。

(道府県の区域内における特別区の設置の特例)

第三条 地方自治法第二百八十一条第一項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところにより、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができる。

(特別区設置協議会の設置)

第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十

二条の二第一項の規定により、特別区の設置に関する協定書(以下「特別区設置協定書」という。)の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会(以下「特別区設置協議会」という。)を置くものとする。

2 特別区設置協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

(特別区設置協定書の作成)

第五条 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

一 特別区の設置の日

二 特別区の名称及び区域

三 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項

四 特別区の議会の議員の定数

五 特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項

六 特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項

七 関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に關し必要な事項

2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に前項第五号及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

3 前項の規定による協議の申出があつたときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。

4 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容

について総務大臣に報告しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別区設置協定書の内容について検討し、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとする。

6 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に送付しなければならない。

(特別区設置協定書についての議会の承認)

第六条 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けたときは、同条第五項の意見を添えて、当該特別区設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならない。

3 特別区設置協議会は、前項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から同項の規定による通知を受けた日(次条第一項において「基準日」という。)を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならない。

(関係市町村における選挙人の投票)

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

2 関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設

置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。

3 関係市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があつたときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。

4 前項の場合において、二人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。

5 関係市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項の規定による投票について準用する。

7 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(特別区の設置の申請)

第八条 関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができる。ただし、指定都市以外の関係市町村にあつては、当該関係市町村に隣接する指定都市が特別区の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請は、特別区設置協定書を添えてしなければならない。

(特別区の設置の処分)

第九条 特別区の設置は、前条第一項の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

2 前項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 関係市町村は、第二項の規定による告示があつたときは、直ちに特別区設置協定書に定められた特別区の議会の議員の定数を告示しなければならない。

5 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の定数は、地方自治法第二百八十三条第一項の規定により適用される同法第九十一条第一項の規定に基づく当該特別区の条例により定められたものとみなす。

6 政府は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があつた日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別区を包括する道府県に対する法令の適用)
第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

(事務の分担等に関する意見の申出に係る措置)
第十一条 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出については、当該特別区及び道府県の議会の議決を経なければならない。

3 政府は、第一項の規定による申出を受けた日から六月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無について判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重

し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例)
第十二条 地方自治法第二百八十一条の四第八項の規定は、特別区を包括する道府県における特別区の設置については、適用しない。

第十三条 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置については、第四条から第九条まで(第八条第一項ただし書を除く)の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村(以下「特定市町村」という。)及び当該市町村を包括する道府県(以下「特定道府県」という。)」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」とあるのは「特定市町村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

2 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、第四条から第六条まで、第八条(第一項ただし書を除く。)及び第九条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村(以下「特定市町村」という。)」及び当該市町村を包括する道府県(以下「特定道府県」という。)」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」とあるのは「特定市町村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

「特定道府県」と、同条第三項中「関係市町村の長及び関係道府県の知事」とあるのは「特定市町村の長及び特定道府県の知事」と、「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「関係市町村の選挙管理委員会及

び総務大臣」とあるのは「総務大臣」と、第八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたとき」とあるのは「当該特定市町村及び特定道府県の議会が特別区設置協定書を承認したとき」と、第九条第四項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と読み替えるものとする。

(政令への委任)
第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公職選挙法の一部改正)
第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第一項中「第七條第六項」を「第六條の二第四項又は第七條第七項」に改め、「含む。」の下に「又は大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第...号)第九條第二項」を加える。

(小字及び一は衆議院修正)

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一

部を次のように改正する。
第十六條第二項中「において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときを削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。
第七十六條第一項及び第四項、第八十條第一項及び第四項、第八十一條並びに第八十六條第一項及び第四項中「四十万を超える場合にあつては、

その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第百零一條第一項中「行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」を「行うことができる。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

第百零二條第二項中「定が」を「定めに」に、「外」を「ほか」に、「前項」を「前項後段に」、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第一項を(第一項後段に)、禁煙を禁煙に改め、同条第十四項中「調査研究の下に」その他の活動を加え、「政務調査費を」政務活動費に改め、「方法の下に」並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲を加え、同条第十五項中「政務調査費を」政務活動費に改め、同項の次に次の一項を加える。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第百零一條第四項の次に次の二項を加える。

第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

第百零二條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならぬものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全くなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全でなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならぬ。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。

第一項の場合における第七十四条第三項、第二百一十條。^{○第一項}第二百四十三條の三第二項及び

第百九条を次のように改める

第百九条 普通地方公共団体の議

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

議會運営委員會は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に

三 議長の諮問に関する事項

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

第百十五條の二の規定は、委員会について準用する。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審

査することができる。

前各項に定めるもののほか、委員の選任その

他委員会に關し必要な事項は、条例で定める。

第百十條及び第百十一條を次のように改める。
第百十條及び第百十一條 削除

第一百五條の二を第一百五條の三とし、**第百一**
五條の次に次の一條を加える。

第百十五條の二 普通地方公共団体の議会は、議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害關係を有する又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考の出頭を求め、その意見を聴くことができる。第百二十一条に次のただし書を加える。

ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

第二百一十一条に次の一項を加える。

第百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定によ
議場への出席を求めるに当たつては、普通地方公共団体の執
機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければな
ない。

第二百二十七条第一項中「第九十二条の二」の下に「(第二百八十七条の二第七項において準用する同条を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条を「第九十二条の二」に改める。

第七十六條第一項中「における条例の制定
しくは改廃又は予算に関する議決」を「議決」に
「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に、「送付さ

受けた」を「議決の日(条例の制定若しくは改定又は予算に関する議決については、その送付を受けた日)」に改め、同条第三項中「議決」の下に「うち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものを加える。

第百七十七條第二項中「議會を普通地方公団体の議會」に、「左に」を「次に」に、「ついても、また、前項と同様とする」を「ついで、当該普通地方公団体の長は、理由を示してこれを再議に」

きを「基づき」に改め、同条第四項中「第二項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第一項を削る。

第百七十九条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

第百七十九条に次の一項を加える。

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関し必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百七条中「第百条第一項」の下に「○（第二百

項後段
八十七條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、「第百九條第六項 第百九條の二第二項及び第百十條第五項」を「第百十五條の二第二項 第百九條第五項」に、「第百九條第五項(第百九條の二第二項及び第百十條第五項)を「第百十五條の二第二項(第百九條第五項)」に改める。

第二百五十條の第二項中「本款」を「この款」に、「第二百五十二條第一項」を「第二百五十一條の六第一項」に改める。

第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二條を第二百五十一條の六とし、同條の次に次の二條を加える。

（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）

第二百四十五條の五第一項
第二百四十五條の七
若しくは第四項の規定による是正の要求又は第
二百四十五條の七第一項若しくは第四項の規定
による指示を行つた各大臣は、次の各号のいづ
れかに該当するときは、高等裁判所に對し、当
該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団
体の不作爲是正の要求又は指示を受けた普通
地方公共団体の行政庁が、相當の期間内に是正
の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じ

なければならぬにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二十五十二条の十七の四第三項において同じ。に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二十五条の十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二十五条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二十五条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二十五条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二十五条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二十五条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二十五条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又

は指示に係る措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二十五条の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二十五条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合は、第二十五条の五第二項第三号に掲げる期間

3 第二十五条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起）

第二十五条の五第二項の五第二項の指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができ。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二十五条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二十五条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じ

た措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二十五条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二十五条の三第五項において準用する第二十五条の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二十五条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二十五条の三第五項において準用する第二十五条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二十五条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

2 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めなければならない。

3 第二十四条の七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該指示を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二十五条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二十五条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二十五条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二十五条の三第五項において準用する第二十五条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二十五条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二十五条の三第五項において準用する第二十五条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二十五条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

4 第二十四条の七第三項の指示を行つた各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができ。

5 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。
一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二十五条の三第五項において準用する第二十五条の十三第四項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合 は、第二百五十一条の六第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間 三 第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合 は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間 六 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。 七 第二項及び第三項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三條第三項の規定にかかわらず、同法第四十條第二項及び第四十一條第二項の規定は、準用しない。 八 前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 第二編第十一章第三節第一款第二百五十二条の六の次に次の一條を加える。 (脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例) 第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかわらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての關係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、協議会から脱退することができる。	地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の關係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 四 普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。 五 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 第二百五十二条の七の次に次の一條を加える。 (脱退による機關等の共同設置の変更及び廃止の特例) 第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により機關等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての關係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、共同設置から脱退することができる。	て、同項の予告をした普通地方公共団体が他の關係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 五 普通地方公共団体は、第一項の規定により機關等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。 六 第一項の規定による脱退により機關等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 第二百五十二条の八中「前条を」第二百五十二条の七に改める。 第二百五十二条の十七の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 第二百五十二条の十七の二第二項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十五條の五第三項の規定による是正の要求第一項の規定による是正の要求を含む。」を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作爲の違法の確證を求めることができる。 第二百五十五条の五中「第二百五十二条の十七の四第三項を」第二百五十二条の十七の四第四項に改める。 第二百八十六条第一項中「組織する地方公共団体」の下に「(以下この節において「構成団体」という。)を加え、同項ただし書中「次条第一項第一号」を「第二百八十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「次条第一項第一号」を「第二百八十七条第一項第一号」に、「關係地方公共団体」を「構成団体に改め、同条の次に次の一條を加える。	(脱退による組織、事務及び規約の変更の特例) 第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。 二 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時までに、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。 三 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 四 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となつたときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 第二百八十七条第一項第二号中「を組織する地方公共団体」を「構成団体」に、「地方公共団体の長」を「長」に改める。 第二百八十七条の三中「を組織する地方公共団体」を「構成団体」に改め、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に次の一條を加える。 (特例一部事務組合) 第二百八十七条の二 一部事務組合(一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条
---	---	---	--

に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することとすることができる。

2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。

6 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に報告し、提出し、又は勧告することとされているものとする。

7 前編第六章第一節（第九十二条の二の規定に限る。）第二節（第百条第十四項から第十九項までを除く。）及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十八条、第九十九条、第百条第一項から第五項まで及び第八項か

ら第十三項まで、第百条の二並びに第二百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合においては、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これを」とあるのは「当該条例を」と、第百四十五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百七十六条第三項を除く。）第百七十七条第一項及び第二項、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条、第百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二第八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「

「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条、第百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二第八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「

「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条、第百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二第八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「

「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条、第百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二第八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「

「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百九十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

9 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとする。ことができる。

第二百五十二条中「関係地方公共団体」を「構成団体に改める。

第二百八十九条中「第二百八十六条の下に」、「第二百八十六条の二」を加える。

第二百九十条中「第二百八十八条及び前条を（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約

の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条に改める。

第二百九十一条第一項中「を組織する地方公共団体」を「構成団体」に改める。

第二百九十一条の二第四項中「広域連合の長の下に（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会、第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の五第二項、第二百九十一条の六第一項及び第二百九十一条の八第二項を除き、以下同じ。）を加える。

第二百九十一条の四第四項中「議員又は長」の下に（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事、次条第二項及び第二百九十一条の六第一項において同じ。）を加え、「地方公共団体の長」を「長に改める。

第二百九十一条の六第二項及び第五項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数を四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に改める。

第二百九十一条の八第二項中「広域連合の長」の下に（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）を、

「から広域連合の長」の下に（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を加える。

第二百九十一条の十三中「第二百八十七条の三を（第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四に、「同条」を（第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広

の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条に改める。

域連合」と、第二百八十九条に改め、「第二百八十六條の下に、第二百八十六條の二を加え、あるのは、」を「あるのは」に改める。

第二百九十八条第一項中「市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。」の下に、「第二百五十二条第二項の規定により処理することとされている事務、同条第三項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）を、」第二百五十二条の十七の四第一項の下に「及び第三項を加え、」第二百八十六條第一項及び第二項を「第二百八十六條（第二百八十六條の二第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第二百八十六條の二第四項」に改める。

別表第一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項中「第二百五十二条の十七の四第一項の下に」及び第三項を加え、同表農山漁村の活性化のための定住

等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の項、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の項、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の項、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の項及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の項を削り、同表特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の項の次に次のように加える。

等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の項、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の項、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の項、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の項及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の項を削り、同表特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の項の次に次のように加える。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

第二十一条第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三條第四項（これらの規定を第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の項の次に次のように加える。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

第九十八條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の項の次に次のように加える。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）

別表第一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の項の次に次のように加える。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）

別表第一 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の項の次に次のように加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）

別表第一 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）の項の次に次のように加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）

この法律（第二十四條から第二十七條まで及び第三十四條を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六條第一項の規定により読み替えられた第六條第一項、第七條第一項及び第十三條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十六條及び第九十九條の改正規定、同項の次に二項を加える改正規定、第九十九條の二を削る改正規定、第一百十條、第一百十一條、第一百二十七條第一項、第二百七條及び第二百五十條の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二條を第二百五十一條の六とし、同条の次に二條を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二條の六の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の七の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の八、第二百五十二條の十七の四、第二百五十五條の五及び第二百八十六條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第二百八十七條及び第二百八十七條の三の改正規定、同条を第二百八十七條の四とし、第二百八十七條の二を第二百八十七條の三とし、第二百八十七條の次に一條を加える改正規定、第二百八十八條から第二百九十條まで、第二百九十一條第一項、第二百九十一條の二第四項、第二百九十一條の四第四項、第二百九十一條の六、第二百九十一條の

八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十八條第一項の改正規定並びに別表第一「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）」の項の改正規定並びに附則第三條、第六條、第八條及び第十條から第十四條までの規定、附則第十五條中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四條第四項第二号の改正規定並びに附則第十六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(經過措置)

第二條 この法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第十六条第一項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例の送付を受けた場合におけるこの法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第十六条第二項の規定の適用については、施行日を同項の条例の送付を受けた日とみなす。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「二部施行日」という。)前の直近の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日

において選挙人名簿に登録されている者の総数が八十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後直ちに告示しなければならない。

第四条 新法第七十六条第一項から第三項まで及び第七十七条の規定は、施行日以後にされる普通地方公共団体の議会の議決について適用し、施行日前にされた普通地方公共団体の議会の議決については、なお従前の例による。

第五条 施行日から一部施行日の前日までの間における旧法第二百七条の規定の適用については、同条中「第二百九条第六項(第二百九条の二第五項及び第二百十條第五項において準用する場合を

含む。』とあるのは、第百九条第六項(第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)及び第百十五條の二第二項」と、「第百九条第五項(第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第百九条第五項(第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)及び第百十五條の二第一項」とする。

第六條 新法第二百五十一條の七の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五條の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は新法第二百四十五條の七第一項若しくは第四項の規定による指示に係る普通地方公共団体の不作為(新法第二百五十一條の七第一項に規定する不作為をいう。次項において同じ。)について適用する。

2 新法第二百五十二條の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五條の五第三項の規定による是正の要求新法第二百五十二條の十七の四第一項の規定による是正の要求を含む。又は新法第二百四十五條の七第二項の規定による指示に係る市町村の不作爲について適用する。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(生活保護法の一部改正)

第八條 生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中「管理者の下に」「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。

第八十四条の二第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第九條 地方公營企業法(昭和二十七年法律第二百九十二號)の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「認定」の下に「地方自治法
第二百二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後の最初の定例日（同条第六項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第五十五条第九項中及び第三項を、第三項及び第四項に改め、同条第十項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十條第三項中「すべて」を「全て」に、「第二百八十七條の二第二項の規定により」を「第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて」に改め、「又は長」の下に「(同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第八項及び第十項において同じ。)」を加え、同条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十三條中「第二百五十二條の十七の四第一項」の下に「及び第三項」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第
二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の二〔管理〕の下に〔地方自治法第二百八十七條の三第二項の規定により管理〕者に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあつては、理事会を、〔広域連合の長〕の下に〔同法第二百九十一條の十三〕において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会を加える。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の第三項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第十三条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五条第一項中「後期高齢者医療広域連合の長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の

第三二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広域連合にあつては、理事会、次項において同じ。」を加える。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第十四条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百八十七条の二第二項

の規定により」を「第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて」に改め、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）第十五条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「市町村（以下この条の下に「及び第五条の二第一項」を加える。

第五条第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（地方自治法第二百二条の二第一項の議会に関する特例）

第五条の二 合併請求市町村又は合併対象市町村の議会が地方自治法第二百二条の二第一項の議会である場合における第四条第五項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

2 同一請求関係市町村の議会が地方自治法第二百二条の二第一項の議会である場合における前条第六項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

第六条第五項中「前条第二十七項」を「第五条第二十七項」に、「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条第四項第二号中「第二百八十七条の二第二項」を「第二百八十七条の三第二項」に改め、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。）を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十六条 武力攻撃事態等における国民の保護の

ための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項及び第五項並びに第八十五条第二項中「（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長」を「又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあつては、理事。以下同じ。）に改める。

平成二十四年九月六日印刷

平成二十四年九月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局